



第3章

分野別に見た外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組……	116
第2節	日本の国際協力（ODAと地球規模の課題への取組）…	162
第3節	経済外交 ……………	181
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組 ………	206

第1節

日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

総論

日本周辺地域における安全保障環境はかつてなく厳しさを増している。北朝鮮は、六者会合共同声明や累次の国連安全保障理事会（国連安保理）決議に違反して、ウラン濃縮活動を含む核・ミサイル開発を継続してきた。国際社会が自制を強く求めたにもかかわらず、2012年4月及び12月に北朝鮮が「人工衛星」と称してミサイルの発射、2013年2月に核実験を強行したことは、日本を含む地域と国際社会の平和と安定を損なう安全保障上の重大な挑発行為である。また、中国の透明性を欠いた国防力の強化や海洋活動の活発化は、地域と国際社会の懸念事項である。このほか、ロシアも、徐々にではあるが軍改革を進めており、自国の経済の回復などを背景とした軍事力の近代化を図り、極東においても活動を活発化させている。さらには、日本の領土や主権をめぐる様々な出来事も起きている。一方で、大量破壊兵器やミサイルの拡散、国際テロ、海賊問題、大規模災害、サイバー攻撃など、一国では対応することが極めて困難な地球規模の課題への対応も求められている。

このような安全保障上の諸課題に対処しつつ、日本がその領土を保全し、国民の生命・財産を保護するとともに国際社会の安定と持続的な繁栄や発展を確保するためには、伝統

的脅威のみならず、非伝統的脅威への対応も含めた多面的な安全保障政策の立案・遂行が求められている。

第一に、日本自身の主体的な努力が重要である。この点で、日本の防衛力について、より実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化と地球規模の安全保障環境の改善に効果的に貢献できる機動的なものとしていくことが必要である。

第二に、日米安全保障条約に基づく米軍の前方展開を確保し、日米安保体制の抑止力を向上させていくことが日本の安全のみならずアジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、拡大抑止、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙、サイバーなどの幅広い分野における協力を進めており、また、自衛隊や米軍の運用面については、共同訓練、共同の警戒監視・偵察活動、施設の共同使用を含む日米間の安全保障・防衛協力を促進していくことで一致している。在日米軍再編は、安定的な米軍施設・区域の提供を確保する上で、着実に実施していく必要がある。在日米軍再編を可能なところから進めていくべく、2012年4月の日米安全保障協議委員会（いわゆる「2+2」）共同発表においては、再編計画を調整し、在沖縄海兵隊のグアム移

転及び^{かてな}嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に係る進展から切り離れた。日米両国としては、同発表を含むこれまでの日米合意を着実に実施していくことにより、抑止力を維持しつつ沖縄を始めとする地元の負担軽減を実現していく方針である。

第三に、多層的な安全保障協力関係を築いていく必要がある。米国の同盟国であり、基本的価値や利益を共有する韓国やオーストラリアとの二国間協力を促進するとともに、日米韓や日米豪といった3か国協力の枠組みにおける連携を進めていくことが重要である。また、英国やフランスなどとの間では、防衛装備品などの分野での協力を図っている。さらには、航行の自由を含む海上安全保障などの利害を共有する関係国との関係強化に努め、同時に、地域の大国である中国やロシアとの協力関係を強化することが重要である。これらに加えて、東アジア首脳会議（EAS）、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）などの多国間地域協力の枠組みを活用し、それぞれの枠組み間の多層的な協力関係を強化していく考えである。

日本の安全と繁栄は、日本周辺の安全保障環境の改善のみにより達成されるものではなく、国際社会の平和と安定という基盤の上に成り立っている。地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散、^{きが}貧困、飢餓、感染症、地球規模問題など国際社会における諸課題が多様化している中で、これらの解決に積極的に取り組むことを通じて日本の安全と繁栄を達成するとの考え方に立ち、日本は、世界の様々な問題の解決に向け積極的に対処してきている。

紛争後の地域において紛争の再発防止や持続的な平和に向けた基礎作りに取り組む平和維持及び緊急人道支援から、和平プロセスの促進、紛争後の治安の確保、復興・開発に至

る継ぎ目のない取組である平和構築は、国際社会の平和と安定のために重要であり、日本は主要な外交課題の一つとしてこれに取り組んでいる。平和維持や平和構築に関する具体的な取組としては、国連平和維持活動（国連PKO）などへの積極的な協力、政府開発援助（ODA）を活用した現場における取組、国連における取組及び人材育成のための研修実施などが挙げられる。

国際社会におけるテロや人身取引、薬物犯罪、サイバー犯罪、マネーロンダリング（資金洗浄）などの国際組織犯罪は、グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大などに伴い、国際社会に大きな治安上の脅威をもたらしている。また、テロや国際組織犯罪は、国家や国民の安全の確保の問題であるのみならず、投資、観光、貿易などの日本の経済活動に重大な影響を与える問題でもある。日本は、これらの犯罪を自らの問題と捉え、法律や規制などの制度が脆弱な^{ぜいじゃく}国々に対する能力向上のための支援を行うとともに、国際的な法的枠組みの強化を始めとする様々な分野で国際社会と協力して積極的にテロ対策や国際組織犯罪対策を強化している。

さらに、外交・安全保障上の宇宙の重要性が高まる中、民生・安全保障の両分野における宇宙をめぐる課題に積極的に取り組んでいる。

日本は、「核兵器のない世界」の実現に向け、積極的な取組を進めている。これは、唯一の戦争被爆国として世界に核兵器使用の惨禍を訴える日本の責務を体現する政策である。同時に、日本を取り巻く安全保障環境の改善を図るという明確な目的達成のための政策でもある。2010年9月に日本・オーストラリア両国が中心となって立ち上げた地域横断的なグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ」（NPDI）の枠組みでは、2012年6月、9月に

それぞれ第4回・第5回外相会合が開かれた。その際、核兵器に関する透明性向上や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）などの軍縮・不拡散分野の主要課題について、実質的な議論が行われた。また、日本が毎年国連総会に提出している核軍縮決議について、2012年も「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」と題して提出した。この決議は、2011年同様、過去最多の99か国の共同提案国を集め、圧倒的多数の賛成を得て採択された。また、8月には、国連大学と共催で軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラムを長崎市で開催した。同フォーラムでは、国際機関、専門家、市民社会、メディアなどの国内外からの幅広い参加を得て、軍縮・不拡散に関する教育の重要性について認識を共有し、様々な主体間の連携の促進や更なる取組の発展に向けた議論を行った。

同時に、複雑な諸課題に国際社会が一致して対処するためには、「グローバル・ガバナンス」の強化が必要であり、新興国の台頭や国連加盟国の増加など現代の国際社会の実態を反映した形で国連の機能を強化することが不可欠である。このような考えの下、日本は国連安保理改革を始めとする国連改革の早期実現を目指すとともに、国連を始めとする国

際機関において指導力を発揮し、人的・財政的貢献を行っている。

国際社会における「法の支配」の確立は、国家間の関係を安定させ、紛争の平和的解決を図り、各国内の「良い統治」を促進する上で重要である。日本は、国際社会における「法の支配」の確立を外交政策の柱の1つとして位置付け、様々な取組を積極的に行っている。「法の支配」の確立は、日本の領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などの観点からも重要な意味を持つ。

人権及び基本的自由は普遍的価値であり、その保護・促進は全ての国家の基本的な責務であると同時に、国際社会全体の正当な関心事項である。また、平和で繁栄した社会の確立や国際社会の平和と安定のためには、それらが各国において十分に保障される必要がある。日本は、世界の人権状況を改善するため、それぞれの国・地域の特殊性や様々な歴史的・文化的背景を踏まえた取組として二国間での対話と協力を重視している。また、各国の人権状況の改善という観点から、人権理事会を含む国連などの多国間の場における取組も重要である。日本として積極的に国際社会との協力を進めている。

各 論

1 日米安全保障（安保）体制

（1）日米安保総論

日本周辺地域の安全保障環境の厳しさが増す中、日米安保体制を強化し、その抑止力を向上させていくことは、日本の安全のみならずアジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。2012年4月の日米安全保障協議

委員会（「2+2」）共同発表では、安全保障・防衛協力の分野において協力を促進することを確認するとともに、在日米軍再編を可能なところから進めていくべく、再編計画の調整を行った。政権交代後も2013年1月の日米外

2012年4月の「2+2」の概要

前文

- (1) 2006年5月の「再編のロードマップ」に定められた計画の調整を決定。
- (2) 海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定。
- (3) 米海兵隊の新しい態勢に加え、日本の防衛態勢の強化及び日米間の動的防衛協力の推進により、日米同盟全体の抑止力が強化される旨確認。

1. グアムと沖縄における部隊構成（人数は定員）

- (1) 米国は、海兵空地任務部隊（MAGTF）を沖縄、グアム、ハワイに置くとともに、オーストラリアへのローテーション展開を構築する。
- (2) 約9,000人の海兵隊員が沖縄から日本国外に移転。
- (3) 沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは「再編ロードマップ」の水準と一致。
- (4) グアムにおける海兵隊は約5,000人となる。
- (5) 海兵隊のグアム移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは、86億米ドル。日本側の財政的コミットメントは、2009年のグアム協定の真水（2008米会計年度ドルで28億米ドルが限度）となる。他の形態での財政支援（出融資）は利用しない。次項2.（2）の協力で貢献する場合もこのコミットメントの内数。

2. 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

- (1) アジア太平洋地域の平和、安定及び繁栄を促進する重要性を確認。日本政府はODAの戦略的な活用を含む様々な措置をとる。
- (2) 日米両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦において日米が共同使用する訓練場の整備に向けた協力を検討し、2012年末までに協力分野を特定。

3. 沖縄における土地返還

- (1) ① 手続後の速やかな返還が可能な区域：
キャンプ瑞慶覧の一部（西普天間住宅地区、及び施設技術部地区内の倉庫地区の一部）、牧港補給地区の一部（北側進入路、第5ゲート付近）
② 県内移設後に返還が可能な区域：
牧港補給地区の一部（倉庫地区の大半を含む。）、キャンプ瑞慶覧の一部（インダストリアル・コリドー等）、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
③ 海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域：
キャンプ瑞慶覧の一部、牧港補給地区の残余
- (2) 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で2012年末までに作成。

4. 普天間代替施設と普天間飛行場

- (1) 現行の移設案が唯一の有効な解決策であることを再確認。
- (2) 代替施設が完全に運用可能となるまでの間、普天間飛行場を安全に運用し、環境を保全するために必要となる補修事業について、日米が相互に貢献。

相会談及び2月の日米首脳会談等を通じて、日本自身の防衛力強化に向けた取組を同盟強化に役立つものにしていくとともに、日米安保体制の抑止力向上のため、幅広い分野での協力を進めていくことを確認した。また、米軍再編については、これまでの日米合意に

従って進めながら、沖縄の負担軽減を実現することとしており、2月の日米首脳会談では、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めていくことで一致した。

(2) 各分野における日米安保・防衛協力の状況

日米両国は、日米安保体制の抑止力を向上させるために、拡大抑止、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙、サイバーなど、幅広い分野における協力を進めている。また、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しの検討を始めた。

ア 拡大抑止

米国の核及び通常兵器による拡大抑止¹は、日本の安全保障にとって不可欠である。日米拡大抑止協議を開催し、米国の拡大抑止をいかに維持し、向上させるかについて議論を深めている。

¹ 同盟国を第三国からの攻撃から防御するため、自国の軍事力による抑止力を提供するという概念。

イ 弾道ミサイル防衛（BMD）

日本は、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステムの着実な整備に努めている。2012年4月及び12月の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に際しても、情報収集・共有、運用などの面において日米間で緊密に連携して対処した。2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイルSM-3ブロックⅡAの日米共同開発は、着実に進展しており、2013年の日米首脳会談においては、米軍の弾道ミサイル防衛用レーダー（TPY-2レーダー）を日本に追加配備する方針で一致した。

ウ 海洋

日米両国は、ARFやEASなどの場で、海上交通の安全、航行の自由の確保の観点から、海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えとともに、シーレーンの安全の確保に向け、沿岸国の海上保安能力の向上のための協力の在り方などにつき協議を行っている。

エ 宇宙

日米両国は、安全保障分野における宇宙協力を進めており、双方の国内政策、宇宙の状況認識、国際的なルール作りにおける協力など、幅広い角度から意見交換を行い、宇宙状況監視などの今後の具体的な協力の在り方について議論してきている。2012年4月の日米首脳会談時では、宇宙活動に関する国際行動

規範を始めとする透明性の向上及び信頼醸成のための措置、宇宙状況監視に関する情報共有などの面で連携を深めていくことを確認した。2013年2月の日米首脳会談及び外相会談では、宇宙に関する包括的対話の立ち上げを歓迎し、3月に第1回会合を開催した。

オ サイバー

日米両国は、サイバー空間における安全保障上の取組を進めており、双方のサイバーセキュリティ政策、サイバー空間における脅威認識などについて意見交換を行うとともに、今後の日米間の具体的協力の可能性について議論してきている。また、2012年4月の日米首脳会談時には、政府一体となった関与を一層強める枠組みを構築することで一致し、2013年2月の日米首脳会談及び外相会談では、包括的対話の立上げを歓迎した。

カ 共同訓練、共同の警戒監視・偵察活動、施設の共同使用

日米両国は、2012年4月の「2+2」共同発表において、共同訓練、共同の警戒監視・偵察活動、施設の共同使用を始めとする動的防衛協力が抑止力を強化することを確認した。具体的には、2012年8～9月の陸上自衛隊と米海兵隊（第3海兵機動展開部隊）による共同訓練、滞空型無人機に関する協力を含む共同の警戒監視活動の検討、グアム及び北マリアナ諸島連邦における共同使用訓練場の整備に係る協力の検討などに取り組んでいる。

(3) 在日米軍再編

日米両国は、これまで、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減していくことで一致しており、2006年5月に在日米軍の兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画として

「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を発表した。その後、再編計画の検証を経て、2010年5月及び2011年6月には「2+2」による合意を

米軍再編の全体像

普天間飛行場の移設

代替の施設をキャンプ・シュワブ・辺野古地区及びこれに隣接する水域に設置（2014年より後のできる限り早い時期に完成）、KC-130の岩国への移駐、緊急時の使用のため、空自の築城基地と新田原基地の施設整備及び民間施設の改善のための所要を検討。

- ・在日米軍の航空機訓練移転を2007年度から実施（千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原）
- ・2011年1月にグアム等への航空機訓練移転に合意（2011年10月以降計5回岩国からグアムへの移転、2012年2月には嘉手納からグアムへの移転を実施）

在沖縄海兵隊の国外移転を普天間飛行場代替施設に係る具体的な進展から切り離した上で進めていくこととなった。

車力
Xバンド・レーダー
の展開（2006年）

在沖縄海兵隊の国外移転

約9,000人（定員）の海兵隊員が沖縄から日本国外へ移転。
※沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスはロードマップの水準と一致。
※グアムにおける海兵隊は約5,000人（定員）となる。

切り離し

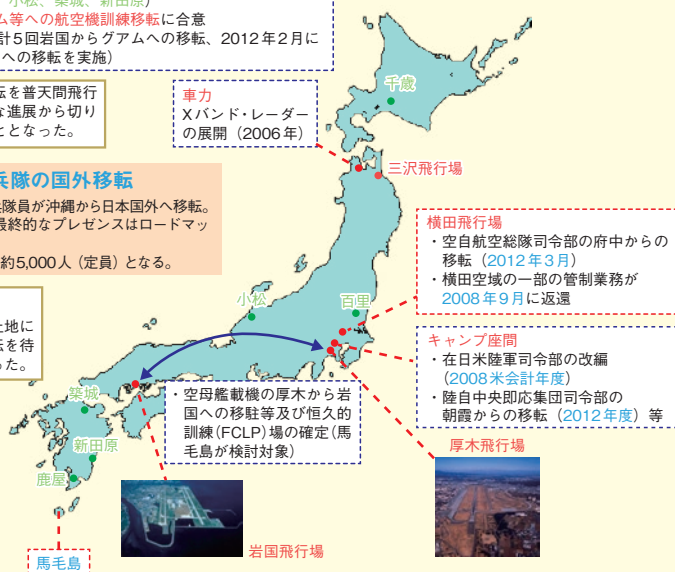
嘉手納以南のかなりの部分の土地について、在沖縄海兵隊の国外移転を待たずに返還することが可能となった。

嘉手納以南の土地の返還

下記施設・区域の土地を返還。普天間飛行場以外について、①手続後の速やかな返還が可能な区域、②県内移設後に返還が可能な区域、③海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域の3つに区分した上で、沖縄の施設・区域の統合計画について日米間で協議中。

- キャンプ桑江（全部）
- キャンプ瑞慶覧（一部）
- 牧港補給地区（全部）
- 那覇港湾施設（全部）
- 陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファーム（全部）
- 普天間飛行場（全部）
- 那覇港湾施設（全部）

※全体で千代田区と同程度の面積



もって「ロードマップ」を補完し、引き続き在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施していくことを確認した。同時に、地元の負担軽減のため、航空機訓練移転の拡充や騒音軽減などに取り組んできている。

2012年4月の「2+2」共同発表においては、再編計画を調整し、在沖縄海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に係る進展から切り離れた。従来の在日米軍再編のパッケージでは、日米双方が国内的に難しい事情を抱える中で進展が得られにくい状況であったが、今回の切り離しにより、嘉手納以南のかなりの部分の土地について、在沖縄海兵隊の国外移転を待たずに返還することが可能となり、沖縄の負担軽減を早期に実現できるようになった。政府としては、これまでの日米合意に従って在日米軍再編を進めながら、沖縄の負担軽減を実現することとしており、2013年2月22日の日米首脳会談においては、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めていくことで一致した。

政府としては、再編計画について地元の沖

縄県民の理解を得ていくとともに、引き続き様々な負担軽減を一つ一つ積み上げていく考えである。

① 普天間飛行場の移設

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、同飛行場の固定化は避けなければならない。日米両国は、普天間飛行場の固定化を避けるため、辺野古に代替施設をできる限り速やかに完成させることで一致している。2012年12月18日には、同飛行場代替施設に係る環境影響評価書の補正作業が完了し、同評価書が沖縄県に提出された。

② 嘉手納以南の土地の返還

嘉手納以南の土地の返還については、2012年4月の「2+2」共同発表において、返還対象となる区域を①手続後の速やかな返還が可能な区域、②県内移設後に返還が可能な区域、③在沖縄海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域の3つに区分した上で、沖縄の施設・区域の統合計画作成についての協議を行っている。

③ 在沖縄海兵隊のグアム移転

2006年5月に発表された「ロードマップ」

においては、約8,000人（定員）の海兵隊員が沖縄からグアムに移転することとされていたが、2012年4月の「2+2」共同発表において、約9,000人（定員）の海兵隊員が日本国外に（うち約4,000人（定員）がグアムに）移転することが確認された。また、この調整に伴い、グアム移転に係る日本側負担額は、

28億米ドル（2008年会計年度）を上限とする直接的な資金提供（米側によるグアム移転事業総額の暫定的な見積りは86億米ドル（2012年会計年度））となることが決定し、日米両国間では、日米間の費用内訳、グアム協定に基づきとるべき更なる措置などにつき協議を行っているところである。

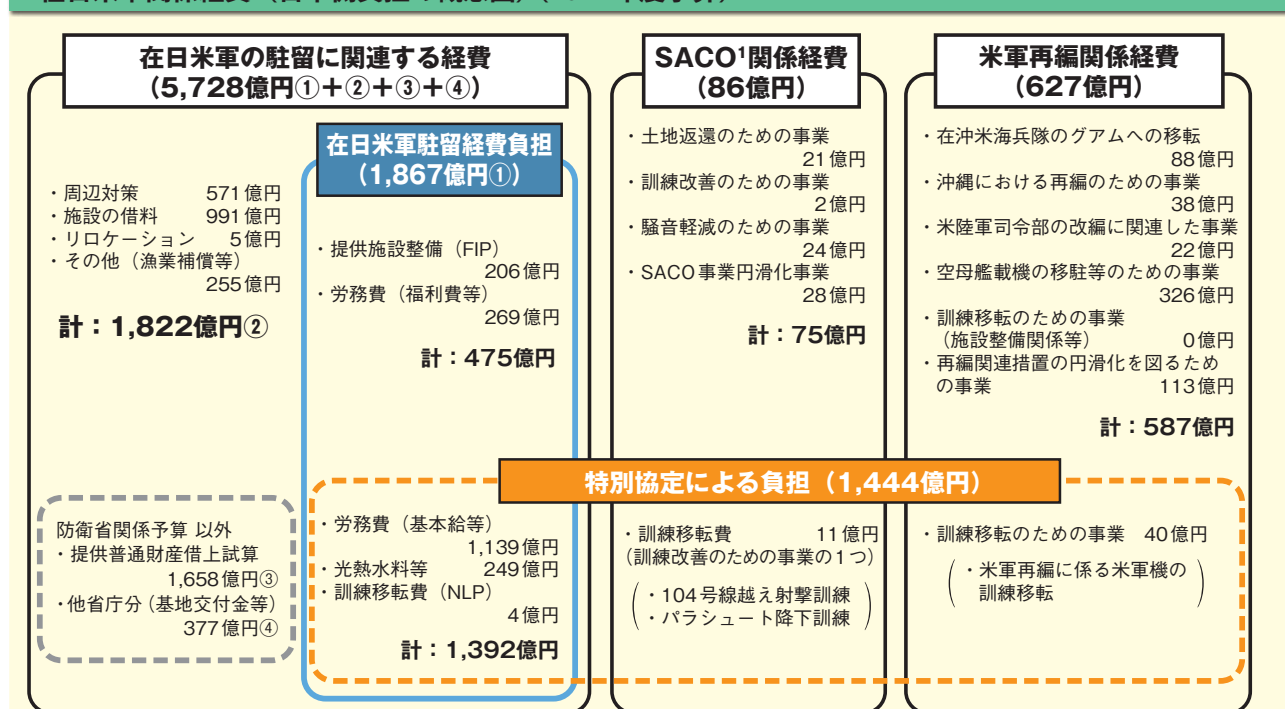
(4) 在日米軍駐留経費負担（HNS）

日本は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが重要であるとの観点から、日米地位協定の範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の借料、提供施設整備（FIP）費などを負担しているほか、特別協定を締結して、在日米軍の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

日米両国は、HNSをより安定的、効率的

及び効果的なものとするための包括的な見直しを実施し、2011年1月に新たな特別協定（有効期間5年間）に署名した。内容は、①労務費については、日本側が労務費を負担する駐留軍等労働者数の上限を協定発効時の2万3,055人から2万2,625人に段階的に削減する、②光熱水料等については、249億円を各年度の日本側負担の上限とするとともに、5

在日米軍関係経費（日本側負担の概念図）（2012年度予算）



注：1 沖縄に関する特別委員会
2 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。
3 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元負担軽減等に資する措置に係る経費。一方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から日本が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
4 在日米軍の駐留に必要な総コストには、試算額や推計額が含まれている。
5 個々の要素に係る数字は億単位で四捨五入したものであり、その計数は符合しないことがある。

年間で日本側の負担割合を約76%から72%に段階的に削減する、③訓練移転費については、新たにグアムなど米国の施政下の領域への訓練移転に関するものも対象に追加する、④これらの経費につき米側が一層の節約努力を行うというものである。また、労務費及び

光熱水料等の削減分をFIPに充当することとしており、これにより、HNS全体の水準については、2010年度の水準（2010年度予算額1,881億円が目安）を2011年度からの5年間維持することとし、2011年6月の「2+2」共同発表においてもこれを確認した。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄県の負担軽減を進める重要性については、日米首脳会談、日米外相会談など幾度もの機会に日米双方が確認している。

日本政府は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の着実な実施及び在日米軍再編に引き続き取り組んでいく方針である。その一方で、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題については、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。

具体的には、2012年2月には、日米合同委員会合意に基づき、初めて嘉手納飛行場所属の米軍航空機訓練のグアムなどへの移転が行われた。5月、9月及び11月には、同飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の米軍航空機による訓練がグアムなどに移転された。これらの訓練移転は、飛行場の騒音を一定程

度軽減し、沖縄の負担軽減に資するものと言える。MV-22オスプレイの配備に際しては、過去に在日米軍の特定の装備の運用に関して合意文書を作成した前例のない中で、2012年9月の日米合同委員会において、安全性を最大限確保し、地元を与える影響を最小限にとどめるとの観点から、具体的な措置について合意を行った。

11月には、沖縄県宜野湾市及び北谷町^{ちやたん}と米海兵隊太平洋基地司令部との間で、災害対応などのための在日米軍施設・区域への立入りに係る現地実施協定が締結された。本協定は、東日本大震災における津波による被害の甚大さを踏まえて、地元地方公共団体から災害時の避難経路を確保したいとの要望を受けて、2007年の日米合同委員会合意で定められた手続に従って締結されたものであり、政府としても、同市町と米国との間の調整において役割を果たした。

また、2013年1月には、日米合同委員会において、新型インフルエンザを含む感染症に関し、在日米軍と日本の衛生当局間で相互に迅速な情報交換をより円滑に行えるよう新たに合意した。

2 国際社会の平和のための取組

(1) 地域安全保障

アジア太平洋地域において、日米同盟に加え、二国間及び多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化することは、同地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組む上で不可欠である。

日本は、このような認識の下、特に、米国の同盟国であり、基本的な価値や経済的及び安全保障上の利益を共有する韓国及びオーストラリアとの間で、二国間及び米国を含めた多国間での協力の強化に努めている。2012年7月及び9月には、日米韓外相会合が開催され、3か国が基本的価値と利益を共有していることや日米韓協力の強化に向けた意思が確認された。また、2012年9月には、第4回日・オーストラリア外務・防衛閣僚協議（「2+2」）が開催され、地域の平和と安定の観点から、地域情勢、日・オーストラリア間の安全保障協力などについて議論がなされた。2012年は、第5回日・フィリピン外務・防衛当局間協議や第3回日・ベトナム戦略的パートナーシップ対話を開催するなど、引き続きASEAN諸国との安全保障協力の維持・強化にも力を入れている。さらに、アフリカ、中東から東アジアに至る海上交通の安全確保などに共通の利害を有するインドとの間でも、二国間及び米国を含めた三国間での協力の強化に努めており、2012年10月には、外務省、防衛省の事務次官レベルで議論する日印次官級2+2協議を東京で開催した。また、前年に引き続き、日米印3か国の間で、地域情勢を含む共通の関心事項について外務省の局長レベルで議論する日米印協議第3回会合が開催された。

アジア太平洋地域の安全保障に大きな影響力を持つ中国やロシアとの間では、安全保障

対話・交流などを通じた信頼関係を増進する必要がある。日中関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の1つであり、両国は地域と世界の平和、安定及び発展に厳粛な責任を負っている。尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることは明らかであるが、中国との間では意思疎通を維持・強化し、事態をエスカレートさせないよう中国側に自制を求めるとともに、責任ある対応を求めていく。また、ロシアは、重要な隣国であり、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築していく。この方針の下、2012年に行われた日露首脳・外相会談でも、安全保障分野の協議や協力を更に進めていくことで一致した。また、2012年10月にはパトルシェフ・ロシア安全保障会議書記が訪日し、「日本国外務省とロシア連邦安全保障会議事務局との覚書」に署名し、安全保障分野での協力について意見交換を行った。多国間の安全保障協力については、日本は、ARF、EAS、ADMMプラスなどに積極的に参加し、多国間の対話や協力にも精力的に取り組んできている。

ARFは、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的とするフォーラムであるが、日本はARFに対し、様々な貢献を行っており、例えば2012年3月に、ARF海上安全保障会期間会合における取組の一環として、「海上安全保障における信頼醸成措置」についての国際ワークショップを東京で開催した。また、2012年7月にカンボジアで開催された第19回ARF閣僚会合では、南シナ海をめぐる問題について、アジア太平洋地域の平和と安定に直結する国際社会共通の関

心事項であることや国際法の遵守が重要であることなどが改めて確認された。

日本は、政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場として民間レベルの対話の枠組みも積極的に活用し、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努めている。中でも、アジア安全保障会議（通称：「シャングリラ・ダイアログ」）は、アジア太平洋地域の国防

相を含む防衛・安全保障分野の政府関係者や有識者が一堂に会し、防衛問題や防衛・安全保障協力に関して議論をする会合となっている。また、北東アジア協力対話（NEACD）は、北東アジアの長期的な安定に役立てることを目的とした民間の安全保障対話の枠組みであり、北東アジアの平和と安定のための基盤となる相互信頼と信頼醸成の促進に寄与してきている。

(2) 平和維持・平和構築

ア 現場における取組

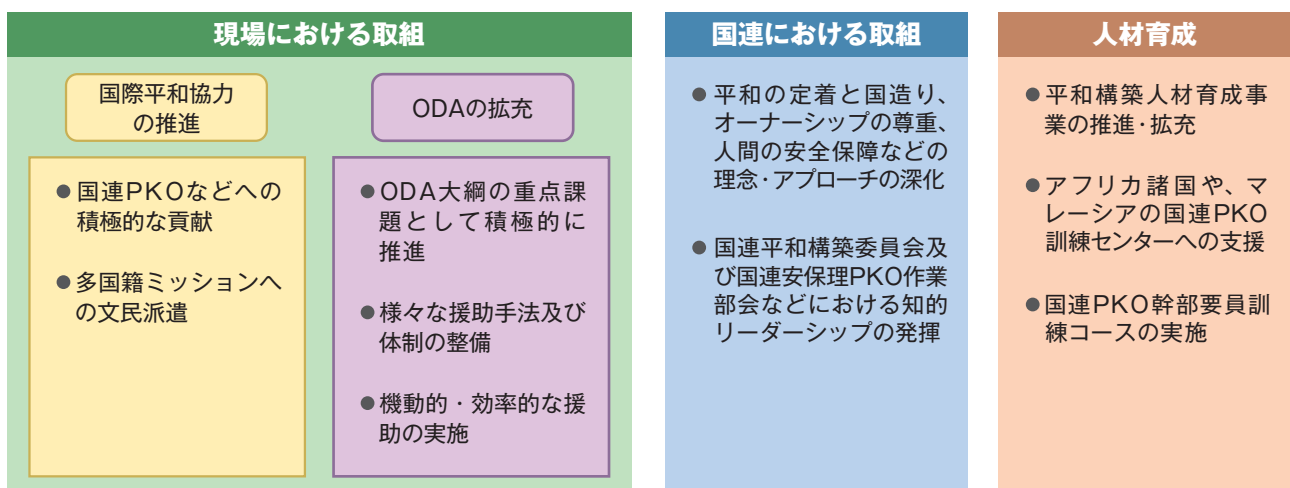
(ア) 国連平和維持活動（国連PKO）

国連PKOは、伝統的には、国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結後、内戦の増加などによる国際環境の変化に伴い、国連PKOは、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰、治安部門改革、選挙、人権、「法の支配」などの分野における支援、政治プロセスの促進、紛争下の文民の保護など、多くの任務を与えられて

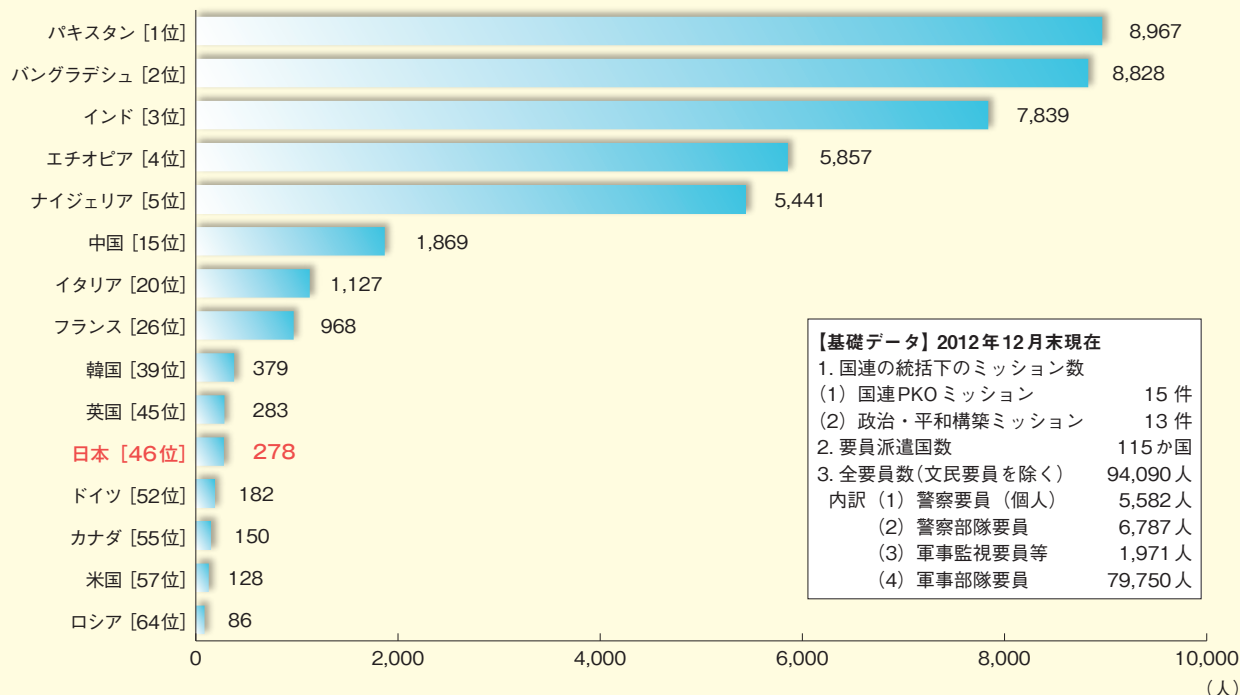
いる。2012年には15の国連PKOミッションが中東、アフリカ地域を中心に活動しており、その軍事・警察要員数を合計すると約9万4,000人にも上っている（同年12月末現在）。こうした任務の複雑化・大規模化とそれに伴う必要な人員、装備・機材、財源などの資源の不足という事態を受け、国連を始めとする多くの場で国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

日本は、1992年6月に制定された国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO法）に基づき、これまで、13のミッションに延べ8,000人以上の要員を派遣してきた。現在は、国連南スーダン共和国ミッ

平和構築分野での日本の取組



国連ミッションへの軍事要員・警察要員の派遣状況 ～上位5か国、G8諸国及び近隣アジア諸国～



(注) 日本はPKO法に基づき、UNMISS(南スーダン)に352名の要員を派遣中。ただし、日本要員のうち、国連によって経費が賄われない要員は、国連統計上の要員数に含まれない。なお、UNDOF(ゴラン高原)及びMINUSTAH(ハイチ)に派遣した要員は、2012年12月末現在、撤収作業中。

出典：国連ホームページ等



国連東ティモール総合ミッション(UNMIT)の軍事連絡要員として治安情勢などを調査する日本要員(前列左から2番目)(写真提供：内閣府)

ション(UNMISS)に対し、2011年11月からは司令部要員を、2012年1月からは施設部隊などを派遣している。なお、2012年9月には、2010年9月から国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)に派遣していた軍事連絡要員が帰国したほか、同年12月には、ハイチ地震発生直後の2010年1月から国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に派遣していた施設部隊がハイチから撤収した。

また、2012年12月には1996年2月から国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)に派遣していた輸送部隊などの撤収が決定された。MINUSTAHに派遣していた施設部隊については、撤収に際し、同部隊が使用していた資機材の一部を国連及びハイチ政府に贈与した。ハイチ政府に対する資機材の贈与は、2011年12月の「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話の下で行われた初めての防衛装備品等の海外移転である(詳細については130ページの特集参照)。

さらに、日本は、平和維持・平和構築分野で活躍する人材を育成するため、日本及びアジアの文民専門家を育成する平和構築人材育成事業やアジア太平洋地域の軍人・警官・文民を対象とした国連PKO幹部要員訓練コースを実施しているほか、アフリカ諸国やマレーシアの国連PKO訓練センターに対する支援も行っている(ウ参照)。



国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）の「KIZUNAプロジェクト」
としてハイチ人に操作教育を行う日本要員（右）（写真提供：防衛省）



南スーダンにおいて施設活動を行う国連南スーダン共和国ミッション
（UNMISS）の日本要員とそれを見守る住民（写真提供：防衛省）

（イ）平和構築に向けたODAなどによる協力

日本の国際協力においても、平和構築は重要な位置を占めている。ODA大綱は、「平和の構築」を重点課題の1つとして位置付けており、外務省が策定した2012年度国際協力重点方針も、重点事項の1つとして「国際社会の平和と安定のための取組」を挙げている。

平和構築のためには、紛争の予防や緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進する支援から平和の定着や国造りの支援に至るまで、継ぎ目のない包括的な取組が必要となる。日本は、人間の安全保障の視点に立ち、特に以下の国・地域において平和構築支援に積極的に取り組んでいる。

①アフガニスタン

アフガニスタンの自立と安定を支援し、同

国を再びテロの温床としないことは、国際社会と日本の平和と安全に関わる最重要課題の一つである。アフガニスタンでは、2011年7月に国際治安支援部隊（ISAF）からアフガニスタン政府への治安権限の移譲が開始され、2014年末までに権限委譲を終了させることを目指して、2012年も双方による努力が続けられた。このプロセスを後戻りさせず進めることがアフガニスタン政府における平和構築と定着にとって、最大の焦点となっている。日本は、①治安維持能力の強化、②タリバーンなど元兵士の社会への再統合、③教育、基礎医療、農業・農村開発、基礎インフラの整備などの開発支援を通じて、治安権限移譲プロセスの進展を後押しし、同国の平和と安定に積極的に貢献している。2012年7月には、「アフガニスタンに関する東京会合」を開催し、2015年以降のアフガニスタンと国際社会との新たなパートナーシップを示す「東京宣言」を発出した。また、日本として、同国の開発分野及び治安維持能力の向上に対し、2012年から概ね5年間で最大約30億米ドル規模の支援を行うことを表明した。

②アフリカ

日本は、「平和の定着」を対アフリカ支援の柱の一つとして位置付け、支援を強化している。2008年5月、第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）において取りまとめられた横浜行動計画では、人間の安全保障の確立の一環として「平和の定着・良い統治の促進」を重点事項の一つとして取り上げた。また、2013年6月に開催するTICAD Vにおいても、開発・成長の土台として重要な「平和と安定」が主要テーマの1つとなる予定であり、この中でアフリカ自身の努力を後押しするための施策、海賊対策、テロ、麻薬取引などの国境を越えた問題への対処などについても議



キール南スーダン大統領と会談する榊原外務副大臣（左）（12月4日、南スーダン・ジュバ）

論する予定である。

平和の定着に対する支援の例として、2010年10月に行われた大統領選挙の結果をめぐって、国内に混乱が生じたコートジボワールに対して、日本は国連開発計画（UNDP）と連携し、同国の治安改善や平和の定着を目指して、小型武器の回収促進、関係政府機関の小型武器管理能力の強化などの支援を行った。また、10年以上にわたる内戦の影響を受けたコンゴ民主共和国に対しては、特に紛争の影響が深刻な東部地域において、若年層への職業訓練、農業関連産業の振興、水・衛生・保健といった社会サービスの改善を図り、地域コミュニティの安定化につながる支援を行っている。さらに、2011年7月に独立した南スーダンにおいて、除隊した兵士の武装解除、動員の解除や社会復帰（DDR）、市内の幹線道路における橋梁整備や浄水場の改修など同国の国造りに対する支援を実施している。このほか、2012年には同国に対して、小型武器やテロリストの流入により悪化した治安情勢を改善するべく、出入国管理に関わる施設の整備、入国管理担当官の育成を通じた出入国管理に関わる能力強化支援を行った。このような支援により、平和がもたらす恩恵を市民一人一人の草の根レベルに行き渡らせ、将来の紛争予防に貢献することが期待

されている。

③イラク

イラクの復興と安定は、日本が取り組む平和構築の最重要課題の一つである。日本は、相次ぐ戦争と経済制裁で疲弊したイラクが自立復興の軌道に乗り、安定した民主国家となるまでの橋渡し役を担っている。日本は、2003年のイラク復興支援国会合で総額50億米ドルの資金協力を行うことを公約し、その実施に当たっては、無償資金協力によるイラク国民の生活基盤の再建から、円借款による中長期的な復興需要への対応へと比重を移してきた。これら資金協力との効果的な連携を図るべく、人材育成のための技術協力も積極的に実施している。2012年5月までに、日本は約16.7億米ドルの無償資金協力の実施を完了させるとともに、約41.1億米ドルの円借款の実施を決定し、2003年の50億米ドルの支援の公約を達成した。

これまでの日本の支援は、イラク国民の生活基盤の再建支援（電力、水・衛生、医療・保健など）に加え、行政機関の能力向上や治安改善支援（警察の装備整備、訓練など）、政治プロセスにおける選挙支援、憲法制定支援、国民融和の促進、選挙監視団の派遣にまで及んでいる。今後の対イラク支援は、中長期的な観点を持って、民間資金の導入も含め、同国が資源産出国として復興・再建していくことを促すための支援に軸足を移していく考えであり、今後、日・イラク関係がビジネス・パートナーの関係に移行していくことが期待される。

① 国連における取組：平和構築委員会（PBC）

宗教や民族間の対立など様々な要因による地域紛争や内戦については、一度終結しても、紛争予防、社会開発などの点において適

切に事後の手当てがなされないと、紛争状態に逆戻りすることも少なくない。このような問題意識の下、2005年12月、国連の安保理及び総会に対し、紛争解決から復興・開発まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的として、国連安保理及び総会の決議に基づき、「平和構築委員会（PBC）」が設立された。PBCは、国連安保理及び総会と緊密に連携しつつ、関係諸機関や市民社会の知見を活用しながら、対象国の平和構築上の優先課題の特定や戦略の策定を行い、その実施を支援する役割を担っている。PBCの対象国は、ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア及びギニアであり、日本は、PBC設立時からのメンバーとして、これまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、対象国における平和構築戦略の策定と実施に貢献している。

また、同時期に設立された平和構築基金は、平和構築支援の要請国に支援を行うものであり、日本も同基金に対してこれまで総額3,250万米ドルを拠出している。

さらに、日本は、2011年からPBCの教訓作業部会議長を務め、過去の取組や教訓を見直すほか、国連安保理を始めとする関係機関との協力強化といった点についても議論を主導している。

2012年9月にはPBC議長国であるバングラデシュ主催で、「平和構築ハイレベル会合」が開催され、日本から出席した玄葉外務大臣は、平和構築のためには人間の安全保障の観点が重要であり、国際社会による統合的な支

援のためPBCが主導的役割を果たすべきとの考えを述べ、日本が今後も平和構築分野に積極的に関与し、貢献していく意思を表明した。同会合では、平和構築の重要性と平和構築への支持を再確認する政治宣言が採択された。

ウ 平和構築人材育成事業

紛争後の平和構築においては、破壊された市民生活を再生し、持続的な社会的安定を構築することが不可欠である。そのための高い能力と専門性が求められる文民専門家を必要とする場が拡大しているにもかかわらず、担い手の数は十分ではなく、平和構築を担う人材の育成が大きな課題となっている。日本は、2007年度から平和構築の現場で活躍できる日本及びアジアの文民専門家を育成すべく、「平和構築人材育成事業」を開始した。2012年度までに約350人の専門家を育成してきている。本事業の修了生の多くは、既に南スーダン、シエラレオネ、リビア、アフガニスタンなど合計32か国において平和構築の現場で活動しており、その活躍は、アジア諸国、国連、国際機関などの関係者から高い評価を得ている。2012年度は、現場で即戦力として活躍する人材の育成を目的とし、海外実務研修も含む「本コース」、平和構築に関心のある一般人を対象とした「基礎セミナー」に加え、平和構築関連業務の従事者を対象とした、総合的な能力の向上のための「文民専門家訓練コース」も実施した。

特集

国連平和維持活動（国連PKO）参加20周年

1. 国連平和維持活動（国連PKO）への参加の経緯

1990年に発生した湾岸危機は、日本にとり、国際社会の一員として日本がどのような形で国際社会の平和と安全に貢献していくべきかという課題について深く考えさせるものでした。湾岸危機のさなかの同年10月に政府が国会に提出した「国際連合平和協力法案」は、国会での審議未了のまま廃案となりましたが、日本の国際貢献に関する議論が一層高まる契機となりました。翌1991年9月、政府は、いわゆるPKO参加5原則¹を盛り込んだ「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案」を国会に提出しました。国会における激しい論戦を経て、1992年6月、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（以下「PKO法」という。）が成立（同年8月施行）しました。その後、実際の国連PKOへの派遣経験などを踏まえた2度の改正（1998年及び2001年）を経て、現在に至っています。

2. PKO法に基づく初めての国連PKOへの参加

1992年9月、日本はPKO法に基づく初めての要員派遣として第2次国連アンゴラ監視団（UNAVEM II）に選挙監視要員3人を、また、初めての自衛隊派遣として国連カンボジア暫定機構（UNTAC）に施設部隊等約600人を、それぞれ派遣しました。さらに、UNTACに対しては、翌10月に75人の文民警察要員を派遣しました。延べ1,300人以上が参加したカンボジアにおける活動（1992年9月から1993年9月まで）は、カンボジア和平の実現に大いに貢献し、大変意義深いものとなりました。しかしその一方で、1993年4月に国連ボランティアとして選挙準備活動に当たっていた中田厚仁さんが亡くなり、同年5月に文民警察要員の一人である高田晴行警視が殉職しました。このことは、日本の国連PKO参加20年の歴史の中でも大変残念な出来事であり、同時に、国際社会の平和と安全が時として尊い犠牲の上に成り立っていることを示す出来事となりました。

3. 国連PKOへの参加の実績

日本はこれまでの20年間で、アンゴラ、カンボジア、モザンビーク、エルサルバドル、グラン高原、東ティモール、ネパール、スーダン、ハイチ、南スーダンなどにおける合計27の国際平和協力業務に延べ約9,500人以上の要員²（このうち、自衛官9,173人、文民警察官82人、選挙監視要員251人（2012年12月現在））を派遣してきました。日本の要員の活動は、プロフェッショナリズムに満ち、規律正しく、信頼性の高いものとして、国連や受入れ国など、国際社会

¹ PKO参加5原則

1 紛争当事者の間で停戦合意が成立していること。

2 当該平和維持隊が活動する地域に属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への日本の参加に同意していること。

3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること。

4 上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、日本から参加した部隊は撤収することができること。

5 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。

² PKO法に基づき、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動に派遣した要員の合計。

から高く評価されています。このような実績に裏付けられるように、日本の国連PKOへの参加に対する国民の理解や支持は、20年前に比べると格段に広がっています。内閣府実施の「外交に関する世論調査」においても、国連PKOに「これまで程度の参加を続けるべきだ」、又は「これまで以上に積極的に参加すべきだ」と回答した人の合計は、1994年に58.9%であったのに対し、2012年は83.3%まで増加しています。

4. 国連PKOの多様化と日本の協力の特色

この20年の間、国連PKO自体の任務や役割が多様化する中で（第3章第1節2（2）平和維持・平和構築参照）、日本も着実に協力の実績を積み重ね、この変化に対応し、積極的な活動を実施してきています。特に、UNTACや国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）・国連東ティモール支援団（UNMISSET）で道路・橋梁の維持や補修といったインフラ整備を行って実績を積み上げてきた自衛隊施設部隊の経験は、近年の国連PKOでの活動においても大いにいかされています。近年の国連PKOにおける活動の特色の一つは、国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）や国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）において見られるような政府開発援助（ODA）や非政府組織（NGO）などとの連携を重視した活動です。インフラ整備を始めとした国造り支援について豊かな知見を有する日本の自衛隊の施設部隊は、紛争後や独立後の平和維持の段階から、人々の生活基盤の再建・構築という復興と持続可能な開発への段階に移行する鍵となる重要な役割を担うようになっているのです。

5. 今後の国連PKOへの協力の在り方

日本が国際社会の責任ある一員としてその立場に見合った協力をしていくためには、紛争予防、紛争解決、平和維持、紛争の再発防止を含む平和構築のための外交活動と並行して、紛争後の復興も視野に入れた中長期的な取組を関係府省庁・機関等がオールジャパンとして実施していくことが必要です。そのためには、法制面や運用面においても克服すべき点は山積しています。例えば、上記4.のような日本が得意とする分野の活動を中心としつつも、新しい分野を含めた一層幅広い協力の在り方、関係機関やNGOなどを含めたオールジャパンとしての一体的な取組の在り方、業務の実施に必要な武器使用権限の在り方などが課題となっています。これらの課題については、2010年10月に発足した「PKOの在り方に関する懇談会」においても議論され、2011年7月には中間取りまとめが発表されました。

日本の国連PKOへの積極的な協力については、国際社会からの期待も大きく、例えば2012年11月に来日したラドスース国連PKO担当事務次長からは、施設・医療・航空・司令部要員・警察官等の質の高い要員、特に女性要員を含めた派遣への期待が表明されました。日本の安全と繁栄は、国際社会の平和と安全という基盤の上に成り立っています。国際社会の平和と安全のために重要な役割を果たす国連PKOへのより主体的で積極的な貢献は日本の国益にも貢献するという認識を持って、これらの課題について引き続き精力的に検討を進め、必要な判断をしていくことが不可欠です。

(3) 海上安全保障

ア ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

(ア) 海賊・武装強盗事案の現状

国際商工会議所（ICC）国際海事局（IMB）の発表によれば、2012年のソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案（以下「海賊等事案」という。）の発生件数は75件を数えた。発生件数は前年（2011年）の237件に比べ大幅に減り、乗っ取り数も14件と、前年の28件を大幅に下回った。これは、各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組が一定の成果を挙げたことを示すものといえる。しかしながら、ソマリア沖の海賊は、依然として多数の船舶と人質を拘束しているほか、その活動領域をアデン湾東方や西インド洋まで拡大するなど、引き続き船舶の航行安全にとり大きな脅威となっている。

2012年に海賊と思われる高速船に日本関係船舶が攻撃された事案は1件もなかったものの、追跡された事案は7件ある。また、2011年3月にアラビア海で日本の船会社が運航するオイルタンカー「グアナバラ」号を襲撃し、日本に身柄を移送されたソマリア海賊4人は、日本国内で刑事裁判にかけられ、

2013年1月から順次公判が開始されている。

(イ) 海賊対処行動の延長と護衛実績

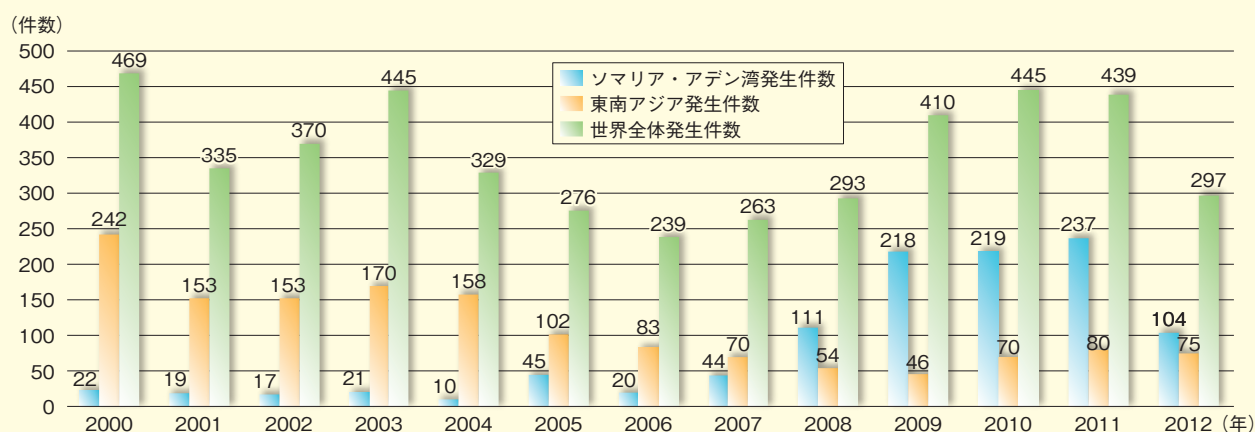
日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦2隻及びP-3C哨戒機^{しょうかい}2機を派遣し、海賊対処行動を実施している。2012年7月、日本政府は、海賊対処法に基づく海賊対処行動を2013年7月23日まで更に1年間延長することを閣議決定した。

海上自衛隊の護衛艦2隻（海上保安官8人が同乗）は、2012年の1年間に104回の護衛活動で533隻の商船を護衛した。加えて、P-3C哨戒機は、ジブチ共和国内に設置された自衛隊独自の活動拠点を基点にして、216



アデン湾を航行する貨物船（奥）と警戒監視活動を行う自衛隊P-3C哨戒機（手前）（写真提供：防衛省）

全世界の海賊等事案発生状況



出典：国際海事局（IMB）年次報告

回の任務飛行を行い、警戒監視や情報収集、他国艦艇への情報提供を行った。自衛隊が提供した情報に基づいて各国海軍が海賊の武装解除を行った例も多く、海上自衛隊の活動は、各国政府や民間船舶関係者から高く評価されている。

(ウ) 海賊対策における国際協力の推進

8月にソマリアの暫定統治期間が終了し、過去21年間で初めてソマリアに統一政府が樹立されたことを受け、国際的にもソマリア海賊対策支援の気運が高まる中、日本は、引き続きソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合を始めとする国際会議に参加し、関係国・国際機関との連携強化に努めている。また、日本は、ソマリア沖において海賊等事案が急増した原因がソマリア情勢の不安定化にあることを踏まえ、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決に向けて、各国の海上取締活動に加え、ソマリア周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を推進している。

日本は、国際海事機関（IMO）の設置した基金に対し、2009年及び2010年に計1,460万米ドルを拠出している。同基金を通じて、イエメン、ケニア及びタンザニアに情報共有センター（ISC）が設置されたほか、周辺国の海上保安能力向上のための訓練センターのジブチでの建設が進められている。また、ソマリア及びその周辺国における海賊の訴追及

び取締能力向上支援のための国際信託基金に2010年から2012年に計350万米ドルを拠出しており、同基金を通じてソマリア周辺国の法廷などの整備や裁判所関係者の訓練・研修が実施されている。このほかにも、日本は、2013年4月から、海賊対策を含めたソマリア周辺国の海上保安能力強化を目的として、「ジブチ沿岸警備隊の能力強化に係る技術協力プロジェクト」を実施する予定である。

ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、治安向上、人道支援、雇用創出及び警察支援のため、総額2億3,850万米ドルを拠出している。

イ アジアにおける海賊対策

アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）は、日本が主導し作成され、2006年9月に発効した。シンガポールに設立されたReCAAPの情報共有センター（ReCAAP-ISC）は、加盟各国が海賊情報を共有することを可能にしており、国際的にも高い評価を得ている。

ソマリア沖・アデン湾の海賊対策でも、情報共有センターの設置を始めとして、ReCAAPをモデルとした地域協力の枠組み作りが進められている。日本は、ReCAAP-ISCに対して資金拠出を行い、これにより、2012年12月、アジアでの海賊対策の経験をソマリア海賊対策に役立ててもらうことを目的とした「ソマリア周辺海域海賊対策地域実務者会合」が東京で開催された。

(4) 治安上の脅威に対する取組

ア テロ対策

2012年を通じ、多国間及び地域的なレベルで、国際テロ対策の強化が更に進んだ。G8キャンプデービッド首脳宣言は、あらゆる形態のテロを非難し、テロ対策における国

連の中心的役割を強調するとともに、テロ組織、「一匹狼」型テロ、暴力的過激主義を含む様々なテロの脅威と闘うための協力を強化する必要性などに言及した。

多国間のレベルでは、6月に国連総会にお

いて、「国連グローバル・テロ対策戦略」¹の実施に関する第3回レビュー会合が開催され、前回レビュー会合以降の同戦略実施のための各国及び地域・国際機関の取組・協力及びテロ対処能力向上支援を確認し、引き続きこれらの取引の強化を求める決議を採択した。また、2011年米国が主導して設立された「グローバル・テロ対策フォーラム」(GCTF)²においても、テロ対処能力向上支援のための具体的な取組について議論された。

地域的なレベルでは、日本は、7月にセブ（フィリピン）で第7回日・ASEANテロ対策対話を開催したほか、ASEAN各国のテロ対策関連プロジェクトにも協力している。ASEAN+3（日中韓）の枠組みにおいては、テロ対策に関する協力拡大に向けた対話を実施している。さらに、ARFの枠組みにおいては、最近テロ対策において大きな関心を集めている「過激化対策」に関するワークショップの共同議長国をマレーシアと共に務めている。

また、日本は、テロ情勢やテロ対策協力について二国間や三国間でも協議や意見交換を行っており、日中韓テロ対策協議（7月、於：仙台）、日・ロシアテロ対策協議（9月、於：東京）、日・インドテロ対策協議（11月、於：東京）をそれぞれ開催するなど、各国との連携強化に力を入れている。

日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国などに対する支援を重視しており、東南アジア地域を重点として、ODAを

著作権の関係上表示できません

イラクで発生したテロにより、爆破された町の様子。今も各地でテロが絶えない（写真提供：PANA）

活用した支援を継続し、強化している。具体的には、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧化学・生物・放射性物質・核（CBRN）テロ対策、⑨テロ防止関連諸条約³などの分野で、技術協力や機材供与などの支援を実施している。

近年、国際社会全体が取り組むべき新たな課題として認識されている核テロ（核物質や放射線源を用いたテロ）に関しては、国際原子力機関（IAEA）などを中心に、核テロ対策強化のための様々な取組が行われている。日本は、IAEAの核物質等テロ行為防止特別基金への資金拠出、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）」⁴への参加など、これらの取組に、積極的に貢献している。

国際的な制裁措置がテロとの闘いにおいて果たす役割は大きい。日本は、外国為替及び外国貿易法に基づいて資産凍結などの措置を実施し、出入国管理及び難民認定法に基づき

1 2006年9月、第60回国連総会において全会一致で採択。「テロとの闘い」における加盟国及び国連の能力を強化するための具体的かつ実践的なテロ対策措置を包括的にまとめたもの。また、同戦略実施に当たっては、国連事務総長が設置した国連テロ対策実施タスクフォース（CTITF）が国連関係機関間の調整及び加盟国への支援を行う。

2 テロ対策に係る新たな多国間の枠組みとして米国により提唱され、2011年9月に設立。実務者間の経験・知見・ベストプラクティス（成功事例）の共有や「法の支配」、国境管理、暴力的過激主義対策などの分野における能力向上支援の実施などを目的とする。G8を含む29か国及び欧州連合（EU）がメンバー（国連はパートナー）。

3 テロ防止関連諸条約についてはhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.htmlを参照。日本は13のテロ防止関連条約を締結している。

4 2006年、米国・ロシアの両国大統領が核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として提唱。参加国は、核テロ対処能力を強化するためのセミナー、ワークショップなどを実施。2012年12月現在、85か国及びオブザーバー（4機関（EU、IAEA、国際刑事警察機構（ICPO-interpol）、国連薬物犯罪事務所（UNODC））が参加。

2012年1月から2013年1月までに発生した主要なテロ事件（報道などに基づく）

1月20日	ナイジェリア・カノ州における爆弾テロ カノ州の警察署、旅券事務所等において、複数の爆弾テロが発生し、150人以上が死亡した。
2月14日	タイ・バンコクにおける爆弾テロ 首都バンコクの中心部において手製の爆弾が爆発し、5人が負傷した。
3月11日－19日	フランス・トゥールーズなどにおける襲撃 11日にトゥールーズ、15日にモントーバンにおいて兵士を狙った発砲事件が発生し、合計3人が死亡、1人が重傷を負った。19日、同一犯がトゥールーズのユダヤ人学校において銃を乱射し、教師1人と子供3人の計4人が死亡、子供1人が重傷を負った。
4月15日	アフガニスタン・カブールなどにおける同時多発襲撃 首都カブールにおいて、タリバーンが国会議事堂や欧米大使館、ホテルなどを迫撃砲などで攻撃し、多数の死傷者が出た。日本大使館にも携帯式対戦車ロケット弾4発が着弾し、外壁や窓の損傷などの被害を受けた。カブール以外の複数の都市においても攻撃が行われた。
5月10日	シリア・ダマスカスにおける爆弾テロ 首都ダマスカスにおいて、爆弾テロが2件発生し、少なくとも55人が死亡、372人が負傷した。
5月21日	イエメン・サヌアにおける自爆テロ 首都サヌアにおいて、軍事パレードの予行演習中に、自爆テロが発生し、少なくとも96人が死亡、300人が負傷した。
7月18日	ブルガリア・ブルガスにおける爆弾テロ ブルガスの空港において、イスラエル人観光客が乗車した観光バスが爆発し、7人が死亡、少なくとも32人が負傷した。
7月23日	イラク・各地における連続爆弾テロ 首都バグダッドを含むイラク各地で路肩爆弾、自爆などによる連続テロが発生し、少なくとも91人が死亡、172人以上が負傷した。
9月11日	リビア・在ベンガジ米国公館襲撃 武装集団が在ベンガジ米国公館を襲撃し、駐リビア米国大使を含む合計4人が死亡した。
12月16日－17日	イラク・各地における連続爆弾テロ 首都バグダッドを含むイラク各地で自動車爆弾、路側爆弾などによる連続爆弾テロが発生し、少なくとも67人が死亡、187人が負傷した。
2013年1月16日	アルジェリア・イナメナスにおける邦人に対するテロ 南東部のイナメナスにおいて、ガスプラントなどが武装集団に襲撃され、多数の人質が拘束される事案が発生し、人質となった日本人10人を含む多数が死亡した。

テロリストなどを退去強制措置の対象とするなど、テロリストに対する制裁措置を定める国連安保理決議を着実に履行している。

イ 刑事司法分野の取組

5年に1度開催される国連の犯罪防止刑事司法会議及び毎年1度開催される犯罪防止刑事司法委員会は、犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成の中心機関である。日本は、4月に開催された犯罪防止刑事司法委員会において、人身取引対策への取組を紹介するなど、これらの枠組みでの議論に

積極的に参加している。

日本は、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための国際協力を強化するために、国際組織犯罪防止条約及び補足議定書の締結について検討を進めている。また、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗が、持続的な発展や「法の支配」を危うくする要因となっていることから、これに有効に対処するための措置や国際協力などを規定した国連腐敗防止条約締結についても、同様に検討を進めている。

日本は、不正薬物や犯罪対策に包括的に取

り組む国連薬物犯罪事務所（UNODC）に設置されている犯罪防止刑事司法基金に対し、2012年約37万4,000米ドル（このうち同基金内のテロ防止部には約4万1,000米ドル）を拠出した。これは、UNODCが実施するアジアにおける人身取引対策、腐敗対策やテロ対策プロジェクトに使用される。

ウ 腐敗対策

近年、特にG20の枠組みにおいて、公正な国際競争を通じて世界経済の成長を促進するとの観点から、腐敗対策の取組が強化されている。6月のG20ロスカボス・サミット（於：メキシコ）首脳宣言においては、腐敗との闘いの強化がうたわれるとともに、10月には「G20腐敗対策行動計画2013-2014」が発表された。また、9月の国連総会の機会に国連史上初めて、「法の支配」をテーマとするハイレベル会合が行われ、日本はこの会合のサイドイベント（「汚職との闘いと持続的成長への汚職の影響」）を共催した。日本からは玄葉外務大臣が出席し、腐敗が経済成長や社会に及ぼす影響や効果的な腐敗対策について議論した。また、G8では、議長国の米国のイニシアティブの下、海外に流出した腐敗に係る収益を没収し、元の国に返還する「財産回復」を「ドーヴィル・パートナーシップ」⁵に基づく腐敗対策の一つとして推進した。日本は、G8の一員として、9月にカタルで開催された財産回復アラブフォーラムに参加し、日本の財産回復に関する法制度などについてガイド（英語、フランス語、アラビア語）を作成・公表し、財産回復の取組を実効的に実施するために司法面での国際協力にも取り組んでいる。

エ マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリング及びテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）⁶が各国が実施すべき国際的基準をFATF勧告として定めている。FATFは、FATF勧告の実施に向けた取組が不十分であり、マネーロンダリングやテロ資金供与の深刻な問題や脅威が認められる国・地域を特定し、公表している。このほか、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止など、新たな視点からの対策についても議論を進めている。2008年に実施されたFATF勧告の実施に関する対日相互審査に関連し、日本はその後の状況や取組をFATF全体会合において随時説明している。

オ 人身取引対策

人身取引の手口の巧妙化・潜在化などの人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、2009年12月に政府の犯罪対策閣僚会議で「人身取引対策行動計画2009」を策定し、フォローアップ（履行状況の調査）を実施している。日本は、同行動計画に基づき、国際捜査共助の充実化や被害者の帰国支援、ODAを活用した国際支援などの国際的な取組に積極的に参画している。8月には人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォース会合を開催するとともに、12月には政府協議調査団をタイへ派遣するなど、両国の人身取引の現状と対策、両国間の人身取引対策に係る協力強化などについて協議や意見交換を行った。さらに、日本は、国際移住機関（IOM）への資

5 2011年5月のG8ドーヴィル・サミット（於：フランス）において、エジプト・チュニジア、モロッコ、ヨルダン、リビアなどを支援するために、①民主化移行・政治改革への支援及び②持続的成長に向けた経済的枠組みを2本の柱とする「ドーヴィル・パートナーシップ」を立上げ。

6 1989年のG7アルシュ・サミット（於：フランス）において、国際的なマネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組み。日本を含め、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に34か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

金抛出を通じて、被害者の安全な帰国や帰国後の支援を行う「人身取引被害者の帰国支援事業」への支援や密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」への支援を行っている⁷。

力 不正薬物対策

薬物分野における国際的な政策形成の中心機関である国連麻薬委員会（CND）は、薬物関連諸条約上の義務の履行を監視し、薬物統制の強化に関する勧告などを行っている。また、UNODCは国連において薬物問題に包括的に取り組むために設立され、現在世界53か所に事務所を持ち活動している。不正薬物対策について、日本は、国内の予防対策の強化に加え、日本の経験と知見に基づく国際協力（代替開発支援、合成薬物対策、薬物

乱用防止政策など）を推進している。2012年度には、UNODCに設置されている国連薬物統制計画基金に81万米ドルを抛出し、ミャンマーにおける不法ケシ栽培モニタリング、新興薬物対策、覚醒剤を始めとする合成薬物のモニタリング、大麻種子の市場動向把握を目的としたプロジェクトを支援した。2月にはウィーンにおいて、パリ合意フォーラム⁸閣僚会合が開催され、アフガニスタン産ケシ・ヘロイン対策が議論された。ペルーでは、6月に世界薬物問題国際会議、11月に麻薬代替開発ハイレベル国際会議が開催され、日本は薬物対策の取組につきプレゼンテーションを実施した。また、11月にブリュッセルで開催されたダブリンググループ全体会合⁹では、日本は、東南アジア・中国地域グループ議長として、同地域の薬物情勢に関する情報などについて報告した。

(5) サイバー

サイバー空間における脅威は日々増大しており、日本の政府機関、民間企業などに対するサイバー空間を利用した侵害行為や敵対行為（サイバー攻撃）も増加している。例えば、2012年6月には、政府関係機関などの複数のウェブサイトにサイバー攻撃によるものと思われる障害が発生し、同年9月には、尖閣諸島をめぐる情勢や柳条湖事件発生の日を契機としたサイバー攻撃も発生した。近年のサイバー攻撃の傾向としては、国境を越えた集団による明確な目的を持った高度なサイバー攻撃が活発になっていることが挙げら

れ、またいくつかの攻撃については、国家による関与の可能性が指摘されている。このようなサイバー攻撃に一国のみで対応することは困難であり、国際社会の連携や協力が不可欠となっている。

多様化・高度化するサイバー攻撃に対しては、国家や国民の生命・財産を守るための能力や制度を構築することが、国家安全保障上及び経済上の大きな課題である。そのため、日本は、共通の認識を有する関係国などと連携しつつ、サイバー空間を利用した行為に対する従来の国際法の適用の問題や行動規範の策定

⁷ 「バリ・プロセス」の活動に関する広報及び啓蒙活動を目的としてバリ・プロセス・ウェブサイトの維持運営支援を実施している。なお、同ウェブサイトには参加各国の取組や域内協力に関する情報、専門家会合の成果物などが掲載されている。

⁸ アフガニスタンのケシ栽培及びヘロインの不正取引対策のため、アフガニスタン及び周辺国の国境管理や法執行の強化を支援していく国際枠組み。日本を含む70以上の国・国際機関が加盟している。

⁹ ダブリンググループは、主要先進国間で薬物関連援助政策などについて相互理解を深め、政策の調整を図ることを目的に90年ダブリンで発足。全体会合は年2回ブリュッセルで開催され、日本、米国、カナダ、オーストラリア、ノルウェー、EU加盟国のうち25か国及びUNODCが参加。ダブリンググループのメンバーは所属地域の議長としてミニ・ダブリンググループ会合を各国で主催し、薬物事情について情報交換などを行っている。日本はオーストラリアと隔年で東南アジア・中国地域の議長を務め、2012年は日本が議長役を担った。

といったルール作り、能力構築、信頼醸成などの取組を進めている。特に、ルール作りにおいては、サイバー空間を利用した行為に対しても従来の国際法が当然適用されるとの立場の下に、国際場裏での議論に参画している。

多国間の枠組みでは、2012年4月のG8外相会合で、主要な議題の1つとしてサイバー安全保障についての議論が行われた。また、日本は、2011年11月のサイバー空間に関するロンドン会議や2012年10月のブダペスト会議（於：ハンガリー）に政府代表団を派遣するとともに、15か国で構成している国連のサイバー安全保障に関する政府専門家会合にも、2012年以降外務省のサイバー政策担当大使を派遣している。アジア地域においても、ARFやASEAN+3会合などの枠組みでサイバー分野に関する議論が始まっており、日本も関連する会合などに積極的に参加し、アジア地域のサイバー・セキュリティの向上に努めている。また、日本は、サイバー犯罪に対する国際協力を進めるためのサイバー犯罪条約を2012年7月に締結するとともに、条約委員会での議論に積極的に参加するなど、アジア地域初の締約国としてこの条約の普及

に努めている。

二国間の取組としては、サイバー分野に特化した協議や対話を米国、英国、インドとの間で実施しているほか、そのほかの国、北大西洋条約機構（NATO）や欧州評議会（CoE）などとも意見交換を行っている。2012年10月に玄葉外務大臣が英国のヘーグ外相との間で実施した外相戦略対話でもサイバー安全保障を主要議題の1つとして取り扱い、国際場裏の議論において引き続き両国が緊密に連携していくことを確認した。米国とは、2011年に安全保障分野におけるサイバー・セキュリティに関する日米戦略政策対話を開催し、日米双方のサイバー・セキュリティ政策、サイバー空間における脅威認識等について意見交換を行ったほか、2012年4月の日米首脳会談において、二国間の連携をより深化させるため、サイバー分野に関する「政府一体となった関与を一層強める枠組み」を構築することで一致している。

日本としてこのような取組を引き続き推進するとともに、国際社会との連携や官民協力を促進し、サイバー安全保障上の課題への取組を強化していく。

(6) 宇宙

近年、宇宙利用国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進んでいる。宇宙ゴミ（スペースデブリ）対策や衛星同士の衝突の回避、さらには衛星破壊（ASAT）実験のような行為の制限が必要となるなど、国際的な規範作りの必要性が高まっている。また、宇宙技術は、日本の安全保障を確保していく上で有益な手段の1つである。このように宇宙空間の外交・安全保障上の重要性は近年ますます高まっている。外務省は、宇宙に係る外交政策を総括する部署として、2012年4月5日付け

で総合外交政策局に宇宙室を設置した。

ア 宇宙空間の活用に関する国際的規範作り

宇宙空間の混雑化に伴う課題や他国による不透明な宇宙活動に対処し、日本にとって安全な宇宙環境を醸成するためには、宇宙の活動に関する国際的な規範の確立が必要である。

2012年1月、玄葉外務大臣は、欧州連合（EU）が提案する衛星衝突及びスペースデブリのリスク軽減、ASAT実験及びその行為の抑制などに関する「宇宙活動に関する国際行

動規範」の作成に向けた議論に積極的に参加すると表明した。その後、日本は6月にウィーン（オーストリア）で開催された同行動規範に関する多国間会合に参加し、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナムといったASEAN諸国に対して議論への参加の働きかけを行うなど、同行動規範の採択に向けて積極的な活動を行った。また、12月にはクアラルンプール（マレーシア）において「宇宙環境保全ワークショップ」を主催し、さらに国連軍縮研究所（UNIDIR）と共に地域セミナー「アジア太平洋地域にとっての安全かつ持続可能な宇宙利用の確保：行動規範の役割」を共催するなど、宇宙環境の保全や規範作りの重要性についてのアジア太平洋地域諸国の意識向上に努めた。

このほかに、国連の枠組みでの国際的な規範作りも進められている。国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）は、宇宙条約を始めとする宇宙に関する様々な国際的枠組み策定の場となってきた。現在、COPUOSの科学技術小委員会では、宇宙活動の長期的持続可能性を確保するためのガイドラインについての議論が進んでおり、日本はこの議論にも積極的に貢献している。また、2012年6月には、堀川康独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）技術参与（外務省参与）が日本人として初めてCOPUOSの議長に就任した（詳細については140ページのコラム参照）。

イ 宇宙をめぐる国際協力の推進

日本は、衛星本体のみならず、技術的知見の移転や人材育成も含めた宇宙関連システムをパッケージとして、諸外国に提供してきている。11月に行われた日・ASEAN首脳会議では、防災目的の衛星利用に関する協力強化等のため、ASEAN防災ネットワーク構築構想の下、「宇宙から僻地^{へき}」に至るネットワークの構築を促進していくことが確認された。

また、4月には、英国との間で宇宙分野の協力に関する覚書を作成し、協力案件の発掘などを行うこととなった。同月、米国との間でも日米首脳会談を機に、宇宙に関する包括的対話の立上げや二国間の宇宙協力の具体的方向性について一致した。

ウ 安全保障政策の一環としての宇宙政策の推進

安全保障上、宇宙の開発利用は極めて重要であり、日本は特に米国との間で安全保障分野に関する宇宙協力を推進している。2012年4月の日米首脳会談では、宇宙のような国際社会が共有する空間の安全保障の向上の必要性について確認がなされた。9月には3回目となる安全保障分野における日米宇宙協議を開催し、同分野での日米間宇宙協力について幅広い意見交換を行った。

3 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 概観

日本は、自国の安全を確保・維持し、また、日本国憲法がうたっている平和主義の理念を基礎として、平和で安全な世界を目指すため、国際社会の責任ある一員として軍縮・不拡散に取り組んでいる。その対象は、大量

破壊兵器（一般に核兵器・生物兵器・化学兵器を指す。）、ミサイル、それ以外の通常兵器とそれらの関連物資・技術である。

核兵器の存在は人類全体にとって深刻な脅威であり、日本は唯一の戦争被爆国として、

 Column

国連宇宙空間平和利用委員会議長として

～堀川康国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）議長からのメッセージ～

2012年6月にウィーン（オーストリア）の国連会議場で開催された第55回COPUOSにおいて、私は満場一致で選出されて議長に就任しました。COPUOSが最初の会議を開催し、人類が初めて有人宇宙飛行に成功してから51年目の次の半世紀に向けての門出の年に、日本人として初めての議長職に選出されたことを実に光栄に思います。

私は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）において、長年人工衛星の開発や有人宇宙活動に携わってきました。その間、国際会

議の議長なども幾度となく務めてきましたが、国連は一種独特の雰囲気があります。COPUOSの歴史は、旧ソ連が世界初の人工衛星を打ち上げた1958年に遡ります。その使命は宇宙空間の平和利用の国際協力に関する情報交換の場の提供、宇宙活動に関する法的問題の検討などとされていますが、とりわけ、1970年代までのCOPUOSにおける条約作成の機能には目覚ましいものがありました。宇宙の憲法とも言われる宇宙条約を始め、この時代に作成された条約が現在でも宇宙活動を律する国際法の基礎を成しています。COPUOSは、このほかにも「国連スペースデブリ低減ガイドライン」のような多くの宇宙活動に関する原則、宣言等によって条約を補完するルールを作成を続けています。

COPUOSは、国連加盟国のうち74か国（2013年2月現在）によって構成されています。議長の役割は、これらの国々が議論をスムーズに行うことができるよう、各国の公式発言や質問、進行に関する要望などを的確に処理していくことです。各国代表团には大使、大学教授、宇宙機関の技術者などがおり、その意見や立場は実に様々です。中には政治的・政策的なことや、筋論のみを発言する代表もあり、一筋縄ではいきません。しかし、私は議長として公平さとバランスおよび誠意を持って対応することを心がけるようにしています。

また、私は、議長就任に当たり、来るべき半世紀を見据えてCOPUOSが進むべき方向性に筋道をつけること、日本がその中で大きな貢献ができる地位を占めることの2つの目標を掲げました。世界でも数少ない、自らの手で宇宙活動が行える国である日本は、COPUOSのような場を活用することこそ、有意義な国際貢献ができる場所と思っています。



堀川国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）議長（中央）

国連宇宙空間平和利用委員会議長

外務省参与

独立行政法人宇宙航空研究開発機構技術参与 堀川康

「核兵器のない世界」を実現させるべく、様々な外交努力を行っている¹。核兵器不拡散条約（NPT）は、核軍縮・不拡散と原子力の平和的利用を定めた核兵器に関する最も基本的な条約であり、NPTに基づく国際的な核軍縮・不拡散と原子力の平和的利用の枠組みをNPT体制と呼んでいる。日本は、NPTの2010年運用検討会議において、オーストラリアと共同で最終文書の合意の基礎となる具体的な提案を行うなど、会議の成功に重要な貢献を行った。また、オーストラリアとの協力により、核兵器のない世界を実現する一里塚として、「核リスクの低い世界」を目指すという目的を共有する非核兵器国10か国による地域横断的なグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ」（NPDI）を同年9月に立ち上げた。NPDIは、NPT運用検討準備委員会への作業文書の提出や共同ステートメントの発表、核兵器国の軍縮の透明性確保のための提案などで具体的な成果を上げつつある。

また、核兵器以外の大量破壊兵器である生物兵器や化学兵器については、それらの生産・保有などを禁止する生物兵器禁止条約（BWC）や化学兵器禁止条約（CWC）が発効しており、日本はその強化と普遍化に向けた努力を行っている。通常兵器についても、クラスター弾や対人地雷といった非人道的な兵器の使用を禁止する条約の作成と強化、不

発弾除去や小型武器回収等のプロジェクトの実施、各国の軍縮の透明性を高める諸努力に取り組んでいる。

その他の多国間の枠組みとしては、軍縮分野で唯一の多国間交渉機関であるジュネーブ軍縮会議（CD）において、日本は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）などの新たな条約交渉の開始に向けて努力している。

IAEA²の保障措置³は、核不拡散体制の中核的措置であり、日本はその強化・効率化に取り組んでいる。また、不拡散を支持する国による各種の国際輸出管理レジームや大量破壊兵器等の拡散を阻止するための取組である「拡散に対する安全保障構想」（PSI）⁴などの取組に積極的に参画している。さらに、2001年の米国同時多発テロ以降、テロリストなどの非国家主体への核兵器、核物質及び関連資材の移転の防止など核セキュリティ⁵への取組が重要性を増しており、2010年5月には、オバマ米国大統領の主催の下、核テロ対策をテーマとした初めての首脳会議（核セキュリティ・サミット）が開催された。2012年3月にはソウルで2回目の核セキュリティ・サミットが開催され、日本からは東京電力福島第一原子力発電所事故から得た核セキュリティ強化に関する知見と教訓を発信した。

日本は、これらの多国間の枠組みを通じた取組に加え、二国間の対話を通じた軍縮・不

1 より詳細な日本の核軍縮・不拡散分野の政策については2013年発行の「日本の軍縮・不拡散外交（第六版）」（外務省編http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2013/index.html）を参照。

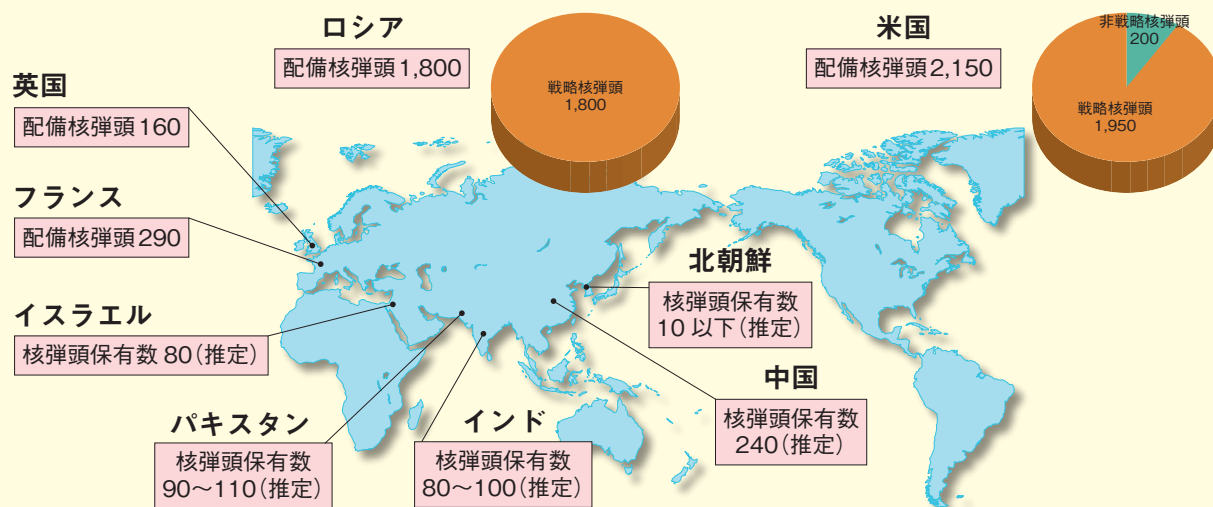
2 IAEAは、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とし、1957年に設立され、事務局はウィーンに設置されている。最高意思決定機関は全加盟国で構成される年1回開催される総会であり、総会に対して責任を負うことを条件に、35か国で構成される理事会がIAEAの任務を遂行する機関として機能している。2012年2月現在、153か国が加盟。天野之弥氏が2009年12月以降事務局長を務めている。

3 IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、査察などの手段により、核物質が平和的目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認活動（査察、各国の計量管理（核物質の在庫量の管理）記録のチェックなど）。NPT締約国たる非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内の全ての核物質について保障措置（包括的保障措置）を受け入れることが求められている。

4 PSIとは、大量破壊兵器などの拡散阻止のため各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同してとり得る措置を実施・検討するための取組で、2003年5月に発足。2012年12月現在約100か国が、PSIの活動に参加・協力している。日本は、PSI海上阻止訓練を2004年及び2007年の二度主催し、2010年11月に東京においてオペレーション専門家会合（OEG）を主催したほか、2012年7月には日本で行うものとしては初のPSI航空阻止訓練を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

5 核物質等がテロリストやその他の犯罪者の手に渡ることを防ぐための措置。

世界の核弾頭数の状況（2012年）



出典：ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）年鑑 2012年版

拡散外交も積極的に行っており、二国間原子力協力協定の締結などによる原子力の平和的

利用の促進やロシア退役原子力潜水艦の解体支援など⁶、その活動は多岐にわたっている。

(2) 核軍縮

ア 核兵器不拡散条約（NPT）

2010年5月にニューヨークで行われたNPT運用検討会議は、前回会議（2005年）の決裂もあり、NPTの命運をかけた分岐点であったが、結果的に、NPTの3本柱（①核軍縮、②核不拡散、③原子力の平和的利用）につき、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書をコンセンサスで採択することができた。今後は、2015年運用検討会議に向けて、各国がこの行動計画を着実に実施していくことが重要である。2012年4月から5月までウィーン（オーストリア）で開催された同運用検討会議第1回準備委員会は、第3回までの準備委員会の議題の採択や実質的議論の実施など、準備委員会としての任務を果たし、新しい運用検討プロセスを円滑にスタートさせることができた。

イ 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）

NPDIは、2010年9月に、日本がオーストラリアと主導して同年5月のNPT運用検討会議での合意事項の着実な実施に貢献すべく立ち上げたグループであり、核軍縮・不拡散分野において志を同じくする地域横断的な10か国⁷で構成される。メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、軍縮・不拡散分野における国際社会の取組を主導している。また、過去5回の外相会合における参加国外相の活発な議論を経て、その動向が国際社会から注目されるまでに成長するなど、グループとしての存在感と影響力を発揮している。2012年6月、トルコにおいて行われた第4回外相会合においては、中東非大量破壊兵器地帯構想を中心に

⁶ 原子力潜水艦解体作業で取り出された原子炉区画を長期陸上保存するために必要な機材を供与（2012年）。

⁷ 日本、オーストラリアのほか、カナダ、チリ、ドイツ、ポーランド、メキシコ、オランダ、トルコ及びアラブ首長国連邦。

議論が行われるとともに、同年9月の第5回外相会合では、NPT運用検討会議、第2回準備委員会における作業文書の提出など具体的な取組の方向性につき、実質的な議論を行った。また、2014年春には広島においてNPDI外相会合が開催される予定となっている。

ウ 包括的核実験禁止条約（CTBT）⁸

日本は、CTBTをNPTを基礎とする核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱と捉え、その早期発効を重視し、未批准国への働きかけなどの外交努力を継続している。2012年9月28日、日本は国連本部において第6回CTBTフレンズ外相会合を開催した。これは、条約の規定に基づく隔年の発効促進会議が開催されない年に、2002年以来、日本がオーストラリア及びオランダと共に主導している有志国による会合である。同会合において共同議長を務めた玄葉外務大臣は、CTBT発効に積極的に取り組んでいく決意を表明しつつ、すぐにとるべき3つの具体的な共同行動⁹を提案することで、国際社会の先頭に立って取り組んでいく決意を改めて表明した。

エ 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT：カットオフ条約）¹⁰

2009年5月、CDにおいて、FMCT交渉開始を含む作業計画が採択されたにもかかわらず、作業計画の実施に必要な決定案がパキスタンの反対により合意に至らず、結局交渉は行われなかった。その後も、2012年に至るまで交渉を開始できなかったことを受けて、

同年10月の国連総会第一委員会において、カナダが提出したFMCTに関する政府専門家会合（GGE）の設置を決定する決議案が採択された（同年12月に国連総会本会議で採択）。同決議は、国連事務総長に対し加盟国の意向をまとめた報告書を2013年9月から第68回国連総会に提出し、2014年及び2015年にGGEを開催することを要請している。

オ 軍縮・不拡散教育

近年、軍縮・不拡散問題への取組を推進する上で市民に対する軍縮・不拡散についての教育の重要性が国際社会に広く認識されてきている。日本は、唯一の戦争被爆国として、また、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化を主要な外交課題と捉える立場から、軍縮・不拡散教育を積極的に推進してきている。日本の取組として、「非核特使」や被爆証言の多言語化や各国若手外交官の被爆地研修などを通じた被爆の実相の伝達、NPT運用検討会議のプロセスにおける作業文書の提出や演説の実施、日本における国連軍縮会議開催に際した協力を行っている。2012年5月に開催された2015年NPT運用検討会議第1回準備委員会（於：ウィーン）において、米国モントレール不拡散研究所、オーストリア政府及び日本外務省が共催して、軍縮・不拡散教育に関するサイドイベントを開催し、長崎市出身の非核特使が自らの実体験に基づいた被爆証言を行った。また、2012年8月に、日本外務省と国連大学による共催で、「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」を長崎

⁸ 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる場所における核兵器の実験的爆発及び核爆発を禁止。1996年に署名開放されたが、2013年3月現在、条約発効のために批准が必要な国（発効要件国）全44か国のうち、中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国が未批准、インド、北朝鮮、パキスタンが未署名のために未発効となっている。

⁹ ①核実験禁止の事実上の国際的な規範化の動きを強化する必要があること、②CTBT未署名の未批准国に対して可能な限り早期に署名・批准するよう説得するための更なる域内のイニシアティブを促すこと、③各国が条約の発効に向け、国際監視制度（IMS）の整備を加速すること。

¹⁰ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想。

市において開催し、19か国・4国際機関から政府関係者、NGO、メディア関係者など約250人の参加を得て、「核兵器のない世界」の実現に向けた軍縮・不拡散教育の役割と在り方、教育を実践していく上での課題等について議論を行った。

カ その他の多国間での取組

2012年5月に行われたG8キャンプデービッド・サミット（於：米国）において合意された「不拡散及び軍縮に関する宣言」では、軍縮・不拡散の追求、原子力の平和的利用の不可欠な基礎であるNPTに対する支持などが表明された。さらに、同年12月に開催され

た第67回国連総会においては、日本が1999年以降毎年提出している核軍縮決議が2011年同様過去最多の99か国となる共同提案国を集め、賛成174、反対1（北朝鮮）、棄権13と圧倒的多数の支持を得て採択された。

キ その他の二国間での取組

核軍縮・不拡散及び環境汚染防止の観点から、日露非核化協力委員会を通じ、ロシアにおける退役原子力潜水艦解体関連事業を実施している¹¹。また、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシとの間でそれぞれ設立した非核化協力委員会を通じ、核セキュリティ強化事業に対する協力を進めている¹²。

(3) 不拡散

ア 大量破壊兵器などの拡散防止の取組

日本は、不拡散体制の強化のために様々な外交努力を行っている。IAEAは、原子力の平和的利用の促進と原子力の軍事的利用への転用防止を目的とする国際機関であり、日本はIAEA指定理事国¹³としてその活動に人的・財政的貢献を行っている。IAEAの保障措置は、核物質などが軍事的目的に資するような方法で利用されないことを確保するための検認制度であり、また、国際的な核不拡散体制の中核的な措置である。日本はより多くの国が追加議定書¹⁴を締結するよう様々な協議の場で各国に働きかけるとともに、IAEA

と協力し、追加議定書締結支援のためにIAEAが主催する地域セミナーへの人的・財政的支援を含め、IAEAの取組を支援してきている。

輸出管理レジームは、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち、かつ、不拡散を支持する国々による輸出管理の協調のための枠組みである。核兵器、生物・化学兵器、ミサイル¹⁵、通常兵器のそれぞれに関する多国間の輸出管理レジームが存在し、日本はこれら全てに参加し、貢献している。特に、原子力供給国グループ（NSG）に対しては、ウィーン日本政府代表部が事務局の役割を果

¹¹ 退役原子力潜水艦解体事業「希望の星」は、2002年6月のG8カナナスキス・サミット（於：カナダ）において合意され、大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的とする「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されたもので、2009年12月までに計6隻を解体して完了した。2010年8月からは、解体した原子力潜水艦の原子炉区画を安全に保管するため原子炉区画陸上保管施設の建設に対する協力を実施している。

¹² 2010年7月、日・ベラルーシ核不拡散協力委員会を通じ、ベラルーシ国境における核・放射性物質不法移転防止システムの強化に対する協力を開始し、2011年8月に完了した。また、2011年1月、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会を通じ、ハリコフ物理化学研究所核セキュリティ強化、さらに、同年11月、日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会を通じ、カザフスタン核セキュリティ防護資機材整備に対する協力をそれぞれ開始した。

¹³ IAEA理事会で指定される13か国。日本を始めG8などの原子力先進国が指定されている。

¹⁴ 包括的保障措置協定に追加して各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大されるなど、検認活動が強化される。2012年12月現在、119か国が締結。

¹⁵ 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）があり、日本はこれにも参加している。

たしている。2011年6月には、原子力供給国グループ総会において、濃縮及び再処理¹⁶の資機材や技術の移転規制が強化された。

また、日本は、「拡散に対する安全保障構想（PSI）」の取組を重視しているほか、不拡散体制への理解促進と取組の強化を目指し、アジア諸国を中心に働きかけを行っており、2003年度からアジア不拡散協議（ASTOP）¹⁷を、また、1993年度からアジア輸出管理セミナー¹⁸をそれぞれ日本において開催するなど、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めている。また、日本は、ロシアなど旧ソ連諸国で大量破壊兵器やその運搬手段の研究開発に関与していた科学者などを国際科学技術センター（ISTC）を通じて平和目的の研究に従事させることにより、大量破壊兵器に関する知識・技能の拡散防止と国際的な科学協力に貢献している。

イ 地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核開発は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画の保有を認め、これを契機に核問題が再び深刻化し¹⁹、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルが発射され、10月には核実験実施発表に至った。2007年から2008年にかけて、寧辺^{ヨンビョン}の3つの核施設（5メガワット実験炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設）の無能力化作業への着手及び核計

画に関する申告がなされたが、北朝鮮は、2009年には4月にミサイルを発射、5月に核実験実施を発表し、6月に新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、7月には複数発の弾道ミサイルを発射、9月に試験的ウラン濃縮が最終段階に達したことを宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済み核燃料棒の再処理を成功裏に終了したことを発表するなど、強硬姿勢を強めた。また、2010年11月には、米国のプリチャード元朝鮮半島和平担当特使とヘッカー・スタンフォード大学教授（元ロスアラモス研究所長）が寧辺を訪問した際、北朝鮮が実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させたことが報告されている。さらに、2012年には4月と12月の2度にわたり、累次の国連安保理決議に違反してミサイルの発射を行った。日本は、引き続き北朝鮮に対し、2005年9月の六者会合共同声明及び関連する国連安保理決議に違反するウラン濃縮活動の即時停止を含め、全ての核兵器及び既存の核計画の放棄に向けた措置を着実に実施するよう強く求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き米韓を含む関係国と緊密に連携していく考えである（第2章第1節1（1）北朝鮮（拉致問題を含む）参照）。

また、IAEAに未申告のウラン濃縮関連活動が2002年に発覚したイランの核問題は、国際的な核不拡散体制への重大な挑戦であり、2003年以降、その活動の停止などを求

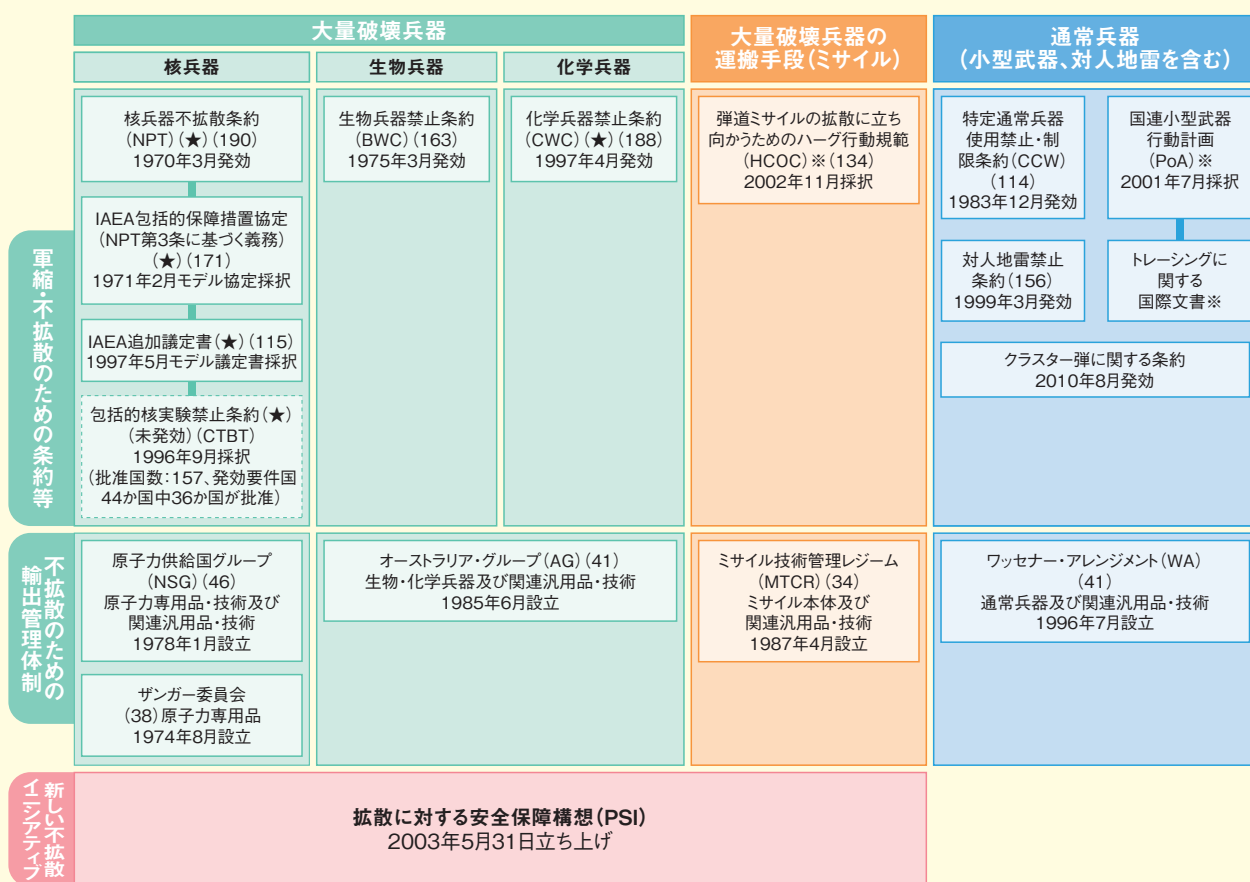
¹⁶ 濃縮とは、天然ウラン中にわずかに（0.7%）しか存在しないウラン235の割合を高めること。再処理とは、使用済核燃料に含まれるプルトニウム239を抽出すること。高濃度のウラン235やプルトニウム239は、核兵器の原料になり得る。

¹⁷ ASTOPとは、日本のほか、ASEAN10か国、中国、韓国、米国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドが参加し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う日本主催の多国間協議。最近では2011年12月に開催された。

¹⁸ アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などの参加により、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催しており、最近では2012年2月に開催し、33か国・地域が参加した。

¹⁹ 2003年1月、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、その後、1994年10月に米朝間で署名された「合意された枠組み」の下で凍結していた5メガワットの実験炉を再稼働させ、使用済み核燃料棒の再処理を再開した。

大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器（関連物質などを含む）の軍縮・不拡散体制の概要



(注1) 図表中の(★)は検証メカニズムを伴うもの。

(注2) () 内の数字は2012年2月現在の締結・批准・加盟国数。

(注3) 通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足。

(注4) ※は政治的規範であって法的拘束力を伴う国際約束ではない。

めるIAEA理事会決議²⁰及び国連安保理決議²¹がそれぞれ採択されてきた。イランは未解決の問題に関し、IAEAへの更なる情報提供やIAEAの懸念を払拭するために必要な人や場所へのアクセス提供を実施していない。さらに、2009年9月には、新たなウラン濃縮施設が建設中であることが明らかになり、2010年2月には、自国でのテヘラン研究用原

子炉 (TRR) 用燃料生産を目的として約20%のウラン濃縮を開始するなど、イランは依然として国連安保理決議に反してウラン濃縮関連活動を継続し、拡大している。このような動きに対し、2010年6月には国連安保理決議第1929号が採択され、イランに対する措置が強化された。さらには、2011年11月には、イランの核計画に関する軍事的側面の

²⁰ 2003年9月のIAEA理事会決議や10月のEU3（英国、フランス、ドイツ）とのテヘラン合意を受け、イランは濃縮関連活動の停止の約束のほか、保障措置に関する是正措置やIAEA追加議定書の署名など一時的には前向きな対応を見せたものの、活動を継続した。また、2004年11月のEU3とのパリ合意により同活動を停止したものの、2005年8月には再開している。これを受け、2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議を採択し、これ以降、イランの核問題は国連安保理でも協議されるようになった。

²¹ 国連安保理決議第1696号（2006年7月31日採択）、決議第1737号（2006年12月23日採択）、決議第1747号（2007年3月24日採択）、決議第1803号（2008年3月3日採択）、決議第1835号（2008年9月27日採択）及び決議第1929号（2010年6月9日採択）を指す。決議第1696、1737、1747、1803号は、国連憲章第7章下で、イランに対し、全ての濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止、未解決の問題の解決などのため、IAEAに対するアクセス及び協力を提供することを義務付け、また、追加議定書の迅速な締結を要請しており、決議第1835号は、イランに対しこれら4本の決議の義務を遅滞なく遵守するよう求めている。また、決議第1737、1747、1803号は、核関連物資の対イラン禁輸やイランの核・ミサイル関連個人・団体の資産凍結などの憲章第7章第41条下のイランに対する措置を含んでおり、決議第1929号は、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の拡大、弾道ミサイル開発の規制、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査などの包括的な措置を含んでいる。

可能性について詳細に説明したIAEA事務局長報告の発出やIAEA理事会決議の採択などがなされ、これらを踏まえ、米・EUなどによるイランに対する追加的な措置が行われた。IAEAはその後、2012年9月理事会において再び決議を採択した。こうした動きにもかかわらず、未解決の問題の説明について、具体的な成果は得られていない。日本は、関係国と緊密に連携しつつ、イランとの伝統的に良好な関係に基づく働きかけを継続し、核問題の平和的・外交的解決に向け努力していく考えである（詳細については第2章第6節2（8）イラン参照）。

シリアによるIAEA保障措置の履行に関する問題も、2008年11月以降、IAEA理事会において取り上げられている。2011年6月のIAEA理事会は、デイル・エッゾールにおける未申告での原子炉建設がIAEA保障措置協定下の違反を構成することを認定し、IAEA全加盟国、国連安保理及び国連総会にシリアの保障措置協定違反を報告することを決定する決議が採択されたが、これまでのところ進展は見られない。シリアがIAEAに対して完全に協力し、事実関係が解明されるためにも同国が追加議定書を署名・批准し、これを実施することが極めて重要である。

（4）原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性などから、原子力発電の拡充や新規導入を計画する国が増加しており、東京電力福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている²²。

一方、原子力発電に利用される技術や機材、核物質が軍事転用が可能であることや一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得ることから、原子力の平和的利用に当たっては、①核不拡散、②原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）、③核セキュリティ（核テロリズムの危険への対応など）の「3S」²³の確保が重要である。日本はこれまで、二国間、多国間の枠組みを通じて、「3S」確保の重要性に関する国際社会の共通認識を形成するための外交を展開している。

特に、2011年の原発事故を踏まえ、事故の知見と教訓を国際社会と共有し、これにより、国際的な原子力安全の強化に貢献していくことは、日本が果たすべき責務である。この観点から2012年12月には原子力安全に関する福島閣僚会議を開催し、事故から得られた知見と教訓を国際社会と共有するとともに、原子力安全の強化に関する国際社会の様々な取組の進捗状況を議論した。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の確保の観点から、核物質、原子炉などの主要な原子力関連資機材及び技術を移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

また、日本は、「3S」を重視する観点から、最近の原子力協定においては、原子力安全面

²² IAEAによれば、2012年12月現在、原子炉は世界中で437基が稼働中であり、64基が建設中（<http://www.iaea.org/programmes/a2/>）。また、60か国以上が原子力発電の新規導入に関心を示している。

²³ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

に関する規定も設けており、協定の締結により、原子力安全の強化などに関し、協定に基づく協力の促進も可能となる。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後も、日本の原子力技術に対する期待が、引き続き複数の国から表明されている。二国間の原子力協力については、同事故に関する知見と教訓を世界と共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことが日本の責務であるとの認識の下、相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有するものを提供していく考えである。このため、原子力協定の枠組みを整備するかどうかについて、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に踏まえて、個別具体的に検討していくこととなる。

なお、日本は、2012年末までに米国、英国、カナダ、オーストラリア、フランス、中国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシアとの間でそれぞれ原子力協定を締結している。

ウ 核セキュリティ・サミット

核セキュリティについては、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降国際的な関心が高まっており、様々な取組が行われている。2010年4月には、オバマ米国大統領の提唱により、核セキュリティをテーマにした初めての首脳会議（核セキュリティ・サミット）が米国で開催された。このサミットには、日本を含む47か国・3国際機関など（国連、IAEA及びEU）の首脳などが参加し、4年以内に全ての脆弱な核物質の管理を徹底するとの目標を共有するとともに、核セキュリティ強化のために具体的な措置をとっていくことで一致した。2012年3月には、第2回目となるサミットがソウルで開催され、53か国と4国際機関など（上記3機関とICPO-interpol）から首脳級36名を含む代表が参加した。東京電力福島第一原発事故から約1年という節目のタイミングとなった今回サミットでは、原発事故から得られた教訓を踏まえ、核セキュリティ強化のための日本の国内取組を各国首脳と共有し、この分野での国際協力を促すことができた。

(5) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）²⁴は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みであるが、条約遵守の検証手段に関する規定がない。検証手段の導入については、生物剤や毒素への実効的な検証が極めて困難であるなどの問題があり、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2011年の第7回運用検討会議において、条

約強化のために、次回運用検討会議（2016年）までの年次会合プロセスが決定され、これに基づいて、2012年は、7月の専門家会合及び12月の締約国会合で、①国際協力・支援、②科学技術の進展の見直し、③国内実施強化の三つの常設課題と信頼醸成措置（CBM）提出促進の課題について議論された。日本は、専門家会合及び締約国会合のサイドイベントにおいて、バイオ技術・生物剤が本来の目的から外れ悪用・誤用され得るという二重

²⁴ 1975年3月発効。締約国数は166か国（2012年12月現在）。

用途性（デュアル・ユース）問題に関する専門家による発表を行うなど条約強化のための議論に貢献した。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）²⁵は、化学兵器の開発・生産・保有・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）が設置されている。

CWCの目的である化学兵器のない世界を実現する上で、加盟国を増やすための協力、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化及びそのための国際

協力が不可欠であり、日本はこれらの課題につき積極的に取り組んでいる。5月には、OPCWが開催した「CWC及び化学物質の安全マネジメントに関するセミナー」（於：マレーシア）に、日本の化学産業界関係者を派遣し、セミナーの開催を支援した。また、9月、例年同様OPCWの「アソシエート・プログラム」の下で、日本の化学工場にスリランカ、マレーシアからの研修生2人を受け入れ、工場における安全管理などに関する研修を実施した。

また、日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化した化学兵器と同様に廃棄義務を負っており、中国と協力しつつ、1日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。

(6) 通常兵器

ア クラスター弾²⁶

日本は、クラスター弾の人道上の問題を深刻に受け止め、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施するとともに、クラスター弾に関する条約（CCM）²⁷の締約国を拡大する取組を同条約の普遍化の調整役として推進してきた。大量生産国・保有国も締結している特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みで行われてきたクラスター弾の規制についての議定書交渉は、2011年の第4回CCW運用検討会議において合意に至らなかったが、日本は、今後とも、CCMの締約国を増やすための努力を継続していく。ま

た、ラオスやレバノンなどのクラスター弾の被害国に対し、不発弾処理や被害者支援事業の協力を行っている。

イ 小型武器

事実上の大量破壊兵器とも称される小型武器は、その操作の手軽さゆえに、非合法拡散が続き、少なくとも年間50万人が小型武器の使用の結果死亡しているとされ、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの問題の一因となっている。このような小型武器の非合法取引の防止・撲滅などを目的とする国連小型武器行動計画（PoA、2001年

²⁵ 1997年4月発効。締約国数は188か国（2012年12月現在）。

²⁶ 一般的に、航空機などから投下、発射される容器の中に複数の子弾を内蔵した弾薬のこと。不発弾が多いことが問題とされ、不発弾による民間人の被害が問題となっている。

²⁷ クラスター弾の使用、所持、製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2012年2月現在の締約国数は、日本を含め68か国。

採択)のプロセスの中で、2011年には非合法な小型武器の流通・使用を防止するための刻印・記録保持・追跡を議題として政府専門家会合が開催された。2012年には、2006年以来6年ぶりに、国連小型武器行動計画の履行検討会議が開催され、成果文書が採択された。日本は、毎年の国連小型武器決議の国連総会への提出を始め、国連における取組に貢献すると同時に、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策プロジェクトを支援している。

ウ 対人地雷

日本は、実効的な対人地雷禁止と被害国へ

の地雷対策支援(地雷除去、被害者支援等)の双方を強化する包括的な取組を推進しており、アジア太平洋地域各国への対人地雷禁止条約(オタワ条約)²⁸締結の働きかけに加え、1998年以降、42か国・地域に対して約490億円の地雷対策支援を実施してきている。

エ 武器貿易条約構想

通常兵器の輸出入などに関する国際的な共通基準を確立するための武器貿易条約(ATT)の交渉のための国連会議は、2012年7月に1か月にわたり開催されたが、条約採択には至らなかった。2013年3月に条約採択に向けて最後の国連会議が開催される予定である。

28 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2012年12月現在の締約国数は、日本を含め160か国。

4 国際社会の安定に向けた取組

(1) 国際連合(国連)

ア 概観

2012年9月に開会した第67回国連総会には、野田総理大臣及び玄葉外務大臣が出席した。野田総理大臣は一般討論演説¹を行ったほか、人間の安全保障をテーマとしたレセプションを開催した。さらに、潘基文国連事務総長、イエレミッチ第67回国連総会議長、ギラード・オーストラリア首相、ユドヨノ・インドネシア大統領、エルベグドルジ・モンゴル大統領、サントス・コロンビア大統領、ムルシー・エジプト大統領と会談を行った。

一般討論演説において、野田総理大臣は、複雑化する国際社会の諸問題の解決に向け

て、①「未来」を^{おもんばか}慮る能力、②地球を^{ふかん}俯瞰するという視点、③紛争をルールに基づいて理性的に処理するという作法という人類の3つの^{えいち}叡智を活用し、直面する課題を現在の世代で解決すべきこと、そのために日本が貢献していくことを世界各国の指導者に伝えた。また、今次総会の主要テーマの1つである「法の支配」については、日本はいかなる場合においても、国際法にのっとって紛争を平和的に解決するという国際社会の原則を堅持していくこと、国際社会における法の支配の強化に向けて貢献していくことを訴えた。

玄葉外務大臣は、米国、ロシア、中国、英国、韓国、イラン、ウクライナの外相との間

1 国連総会の冒頭、国連加盟国等の代表が、その会期で重視する課題について問題を提起し、それぞれの立場について述べる演説。テーマの選定は自由であり、気候変動、開発、軍縮・不拡散、国連改革などの国際社会共通の課題について、幅広く言及されることが多い。例年、各国から首脳を含めた高いレベルが代表として参加する。

で会談を行ったほか、太平洋同盟加盟4か国の外相との会談及び日米韓外相会合に出席した。また、玄葉外務大臣は、ポストMDGs（ミレニアム開発目標）サイドイベントを主催するとともに、NPDI第5回外相会合及びCTBTフレンズ外相会合の共同議長を務めたほか、法の支配に関するハイレベル会合、安保理改革に関するG4（日本・ドイツ・インド・ブラジル）外相会合、ポリオ撲滅に関するハイレベル会合など各種会合に出席した。

なお、楊潔篪^{ようけつち}中国外相の一般討論演説における尖閣諸島に関する発言に対して、日本は答弁権を行使し、反論した。

国連からの要人の訪日については、7月に、潘基文国連事務総長が訪日した。同事務総長は、野田総理大臣や玄葉外務大臣と会談を行い、地球規模の諸課題について意見交換し、更なる連携を確認したほか、7月8日に開催された「アフガニスタンに関する東京会合」に出席し、開会セッションでスピーチを行った。

1 国連安全保障理事会（国連安保理）、国連安保理改革

（ア）国連安全保障理事会

国連安保理は、国連の中で、国際社会の平和と安全の維持について主要な責任を有している。国連安保理決議に基づく国連PKOや多国籍軍は、活動が多様化しており、そのほかにも大量破壊兵器の拡散、テロなどの新たな脅威への対処など、国際社会における平和と安全の確保のため、国連安保理が果たす役割は拡大している。

日本は、これまで10回にわたり国連安保理非常任理事国を務めており、引き続き国連安保理の意思決定に主体的に参画する観点から、2011年1月、2015年の非常任理事国選挙に立候補することを決定し、対外発表を行った。

（イ）国連安保理改革

国連安保理の構成は、その役割の拡大にもかかわらず、国連発足後67年がたつ現在も、基本的には変化していない。このような状況の中、国際社会では、代表性改善と実効性向上の2つの側面から、国連安保理改革を早期に実現すべきとの認識が共有されている。

日本は、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを国連外交の最も重要な課題の1つと位置付け、①国連安保理理事国の構成を今日の国際社会をより正確に反映し、国際社会を代表するにふさわしいものに改めること、また、②国際の平和と安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国が常任理事国となり、常に国連安保理の意思決定に参加することが必要であるとの立場を主張している。

（ウ）国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連総会において2009年2月から始まった安保理改革に関する政府間交渉は、2012年も継続された。1月から5月には、日本が参加するG4を含む主要な交渉グループの取組について議論が行われた。7月には政府間交渉の議長であるタニン議長（アフガニスタン常駐代表）がこれまでの交渉を総括する書簡を発出し、その中で大多数の加盟国が常任・非常任議席双方の拡大について支持を表明していることに言及し、交渉を前進させるための具体的な勧告を行った。9月には、同月に開催された第67回国連総会において政府間交渉を継続するとの総会決定が採択された。

また、同月、G4は2011年に引き続き外相会合を開催し、タニン議長の勧告を歓迎するとともに、常任・非常任議席双方の拡大に対する加盟国の強い支持が交渉過程に反映されるべきとの考えを表明した。また、G4外相

は、国連総会第67回会期（2012年9月から2013年9月）中に具体的な成果を達成する必要性を強調し、引き続き、ほかの加盟国と柔軟性の精神をもって緊密に協力することで一致した。

国連行財政

(ア) 国連予算

国連の活動を支える予算は、各国に義務的に割り当てられる分担金（通常予算、国連PKO予算並びに旧ユーゴスラビア及びルワンダ国際刑事裁判所予算）と各国が政策上の必要に応じて拠出を決定する任意拠出金から構成されている。

2012/2013年度の通常予算²は、潘基文事務総長による3%予算削減イニシアティブを受けて国連総会で審議した結果、会議開催関係経費や建設経費の切り詰めなどにより、2か年で約52.5億米ドル（前年度最終予算比約5%減）となり、1998/1999年度以来14年ぶりに当初予算が前年度比で減額となった。しかし、2012年の修正予算審議では、為替・

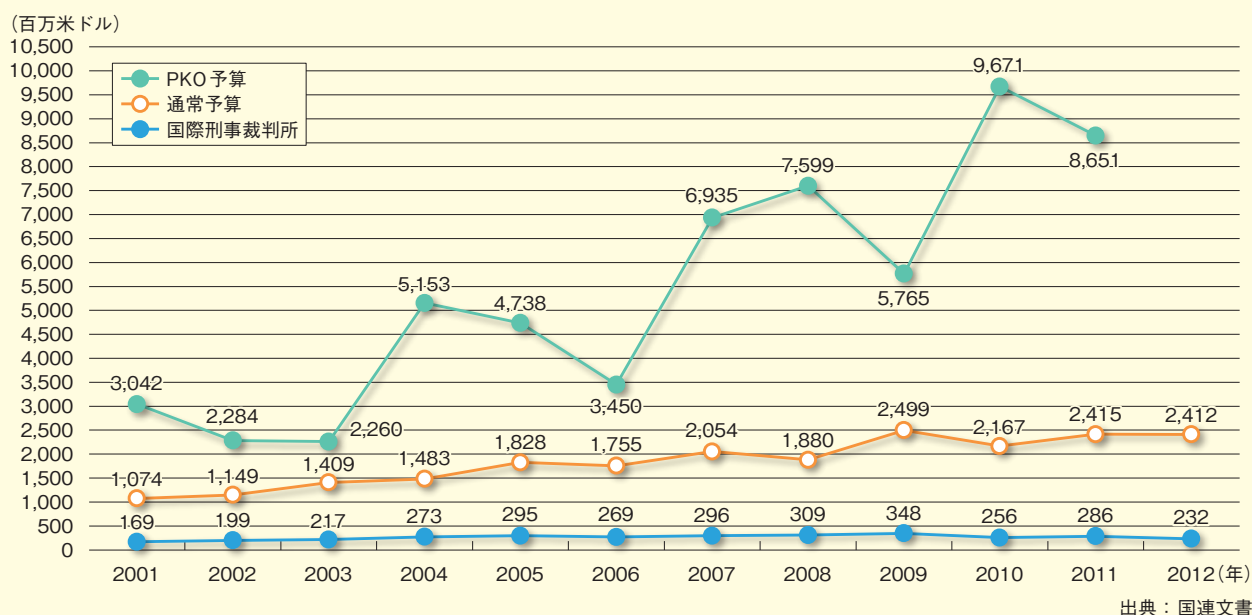
インフレ調整分や国連決議に基づく新たな活動を実施するための追加予算により、同2か年予算は、約53.9億米ドルに増加した。

また、国連PKO予算については、2012/2013年度（7月から翌年6月の単年予算）は、約73.2億米ドル（前年修正予算比約6.6%減）となったが、年間ベースでは引き続き通常予算の約3倍近い水準にある。日本は、厳しい財政事情の中、2012年国連通常予算分担金として約3.0億米ドル、2011年国連PKO予算分担金として約10.8億米ドルの貢献を行っており、米国に次いで2番目である。日本は主要財政負担国として、国連が予算を効率的に活用するよう、予算審議や国連事務局との対話を通じて積極的な働きかけを行っている。

(イ) 当面の課題

第67回国連総会では、分担率の改訂の在り方についての交渉が行われ、日本は主要財政貢献国の立場から積極的に議論に参加した。交渉の結果、現行の分担率算定方式の維持で合意が成立し、日本の次期2013-2015年の

国連通常予算（分担金）の推移



² 国連の会計年度は偶数年の1月から翌奇数年の12月までの2年間。

主要国の国連通常予算分担率

順位※	国名	2010年-2012年	2013年-2015年	増減ポイント
1	米国	22.000%	22.000%	± 0%
2	日本	12.530%	10.833%	− 1.697%
3	ドイツ	8.018%	7.141%	− 0.877%
4	フランス	6.123%	5.593%	− 0.530%
5	英国	6.604%	5.179%	− 1.425%
6	中国	3.189%	5.148%	+ 1.959%
7	イタリア	4.999%	4.448%	− 0.551%
8	カナダ	3.207%	2.984%	− 0.223%
9	スペイン	3.177%	2.973%	− 0.504%
10	ブラジル	1.611%	2.934%	+ 1.323%
11	ロシア	1.602%	2.438%	+ 0.836%
25	インド	0.534%	0.666%	+ 0.132%

※ 2013年－2015年の順位を記している。

分担率は10.833%（2010－2012年は12.530%）に低下したが、引き続き米国に次いで2番目となった。今回は、日本が最大の下げ幅を享受する一方で、中国、ブラジル、ロシアといった高い経済成長を遂げている新興国の分担率は大きく増加したものの、現行算定方式では、一人当たりの国民所得の多寡が分担率の算定に与える影響が大きく、それぞれの国家の経済力に見合った負担がなされていないとの考え方もあり、算定方式見直しは依然として次期交渉以降の課題である。

また、潘基文事務総長の優先課題の1つである国連マネージメント改革³については、改革推進派の先進国と改革に慎重な新興国及び開発途上国の立場の違いもあり、直ちに具体化することが難しい問題であるが、日本は、加盟国間の意見の相違を踏まえつつ、具体的な行財政改革が進むよう、貢献していく考えである。

Ⅱ 国際機関で働く日本人

地球規模の課題への対応がますます重要になっている中で、国際機関は重要な役割を果たしており、国際機関で働く職員の任務と責任も重要なものとなっている。こうした背景に基づき人的資源の面でも日本が積極的な貢献を行うことは、日本と国際機関が連携し、課題解決に取り組むために重要であり、日本は国際機関における日本人職員を増加させるための施策を行っている。

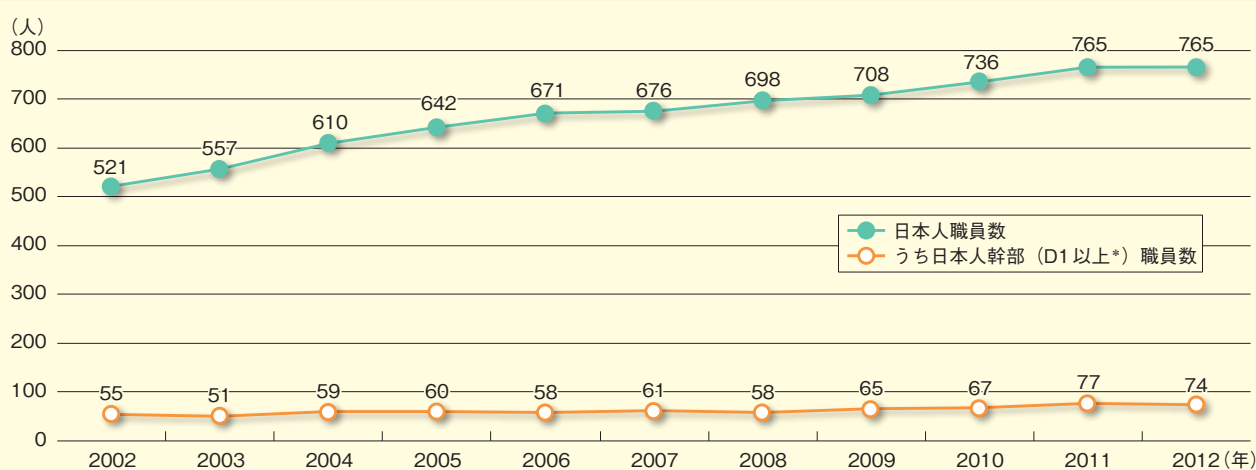
具体的には、①ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度⁴の実施、②応募した日本人の採用や日本人職員の昇進に向けた国際機関への働きかけ、③優秀な人材の発掘や応募者を増やすための研修や広報活動などを行っている。

こうした取組の結果、国連関係機関の日本人職員（専門職以上）は765人（2012年1月現在）となり、2002年の521人から約5割増加している。また、選挙で選出された国際機

³ 業務効率化を目的とした国連事務局の改革。人的・財政的・物的資源を総合的に管理するためのソフトウェア導入や、職員の異動促進策等の人的資源管理分野における改革が検討されている。

⁴ 国際機関で働くことを志望する者を政府の経費負担で国際機関に派遣し、職務経験を積ませることにより正規職員への道を開くことを目的とした制度。

国連関係機関に勤務する日本人職員数の推移（専門職以上）



* 国連における職員のレベル。D1以上が幹部職員レベルであり、USG、ASG、D2、D1に分かれている。
各年1月現在（外務省調べ）

関の長⁵などを始めとする幹部職員の数、2002年の55人から74人と約3割増加している（上記図表参照）。これら日本人職員は、国際機関本部に加え、アフガニスタンなどの紛争地域、日本を含むアジアやアフリカなどの国々で活躍している⁶。一方で、国連事務

局が毎年発表している望ましい職員数と比べて実際の日本人職員は引き続き少ない状況となっているため、今後も国際機関における日本人職員を増加させるための取組を行っていく。

（2）国際社会における「法の支配」

ア「法の支配」とは

2012年は、9月に国連総会において、「法の支配」の分野で初となるハイレベル会合が開催され、一般討論演説でも「平和的手段による国際紛争又は国際情勢の調整又は解決」がテーマとして設定されるなど、国際社会において「法の支配」について活発に議論された年であった。日本は、「法の支配」には、①新しい国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面、②国際法に基づき国家間の紛争を平和的に解決していくという紛争解決の側面及び③各国国内における法整備の側面があると考え、それぞれの分野で様々な貢献を

してきている。

ルール形成の側面においては、日々形成されている国際ルールに構想段階から積極的に参画し、日本の理念や主張を反映させていくことが重要である。日本は、国連国際法委員会（ILC）及び国連総会第六委員会における国際法の法典化作業、ハーグ国際私法会議や国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）などにおける国際私法分野の条約及びモデル法などの作成作業のほか、WTOなどの国際的枠組みにおけるルール形成や国際刑事裁判所（ICC）の制度構築などに積極的に参加してきている。ILCでは、村瀬信也委員（上智大

⁵ 国際機関加盟国による選挙で選出された日本人の国際機関の長としては、天野之弥IAEA事務局長や関水康司IMO事務局長などがある（2013年1月現在）。

⁶ 日本国内にも多くの国際機関が駐日事務所を有している。詳細は外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/kokusai/index.html>）を参照。



法の支配ハイレベル会合で演説する玄葉外務大臣（9月25日、ニューヨーク）

学教授）が、国連における国際立法の議論に参画している。加えて、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）や欧州評議会における国際公法法律顧問委員会（CAHDI）といった地域的な国際法フォーラムにも、人材面や財政面で貢献している。

紛争の平和的解決の側面においては、日本は、国際法にのっとりた紛争の解決を一貫して重視してきており、国際裁判所の実効性や普遍性の向上をは図るため人材面や財政面で様々な貢献を行っている。具体的には、国際司法裁判所（ICJ）の小和田^{ひさし} 恆 裁判官、国際海洋法裁判所（ITLOS）の柳井俊二所長のほか、ICCの尾崎久仁子裁判官など、国際裁判所に継続して裁判官を輩出してきている。また、日本は、ITLOS及びICCにおける最大の財政貢献国である。9月の国連総会一般討論演説及び法の支配ハイレベル会合においては、野田総理大臣及び玄葉外務大臣がそれぞれ、日本の「法の支配」の分野での貢献を紹介しつつ、諸外国に対し、ICJの強制管轄権の受諾やICCローマ規程及び国連海洋法条約（UNCLOS）の締結を訴えた。

国内法整備の側面においては、日本は、各国内における「法の支配」を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や「法の支配」に関する国際協力に積極的に取り組んでいる。

イ 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、最大の分担金拠出国としてその活動に貢献している。人材面では、加盟以来継続的に裁判官を輩出しているほか、11月に行われたICC締約国会議では、裁判官指名諮問委員に福田博元最高裁判所判事が、また、被害者信託基金理事に野口元郎元クメール・ルージュ法廷最高審判事がそれぞれ新たに選出された。

3月、ICCは、裁判所設立後初めての判決を下し、コンゴ民主共和国のトマ・ルバンガ被告人に対して児童兵を徴集した戦争犯罪の罪で有罪判決を言い渡した。12月には2件目の判決を下すなど、ICCは、2002年7月のローマ規程発効から10年目を迎え、国際刑事司法機関としての活動を本格化させている。これに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、証人の保護や被害者の訴訟参加手続の早期確立といった課題も顕在化している。

10月、日本はICCとの連携強化を図るため、6月にICC検察官に就任したベンソーダ検察官を招へいした。同検察官は、吉良外務副大臣と会談を行ったほか、法曹関係者と意見交換し、公開シンポジウムで講演を行った。

また、日本は、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などを一層確実に出来るようにしている。さらに、①刑事事件の捜査手続の面で他国で行う協力の効率化・迅速化を可能とする刑事共助条約（協定）、②犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする犯罪人

引渡条約、③相手国で服役している受刑者に母国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する受刑者移送条約といった刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備に積極的に取り組んでいる。

ウ 日本の外交・安全保障の基盤の枠組みの構築

日本の外交・安全保障の基盤を強化するためには、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用が引き続き重要である。

また、交換される秘密の情報の相互保護を確保し、情報共有及び情報協力向上のための基盤を形成するため、2012年5月17日にオーストラリアとの間で情報保護協定に署名した。これは、日本が署名した4番目の情報保護協定である。さらに、東アジアの安全保障環境を整備する観点から、重要課題である日朝国交正常化や日露平和条約の締結等に向けた交渉にも引き続き取り組んでいる。

エ 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化及び人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。経済連携協定（FTA）はもとより、二重課税の回避などを目的とする租税条約、双方の投資環境整備を進める投資協定、社会保険料の二重負担回避などを目的とする社会保障協定など、多くの法的枠組みが日本と諸外国との健

全かつ自由な経済交流に寄与している。2012年には、ペルーとの間の経済連携協定（EPA）及びメキシコとの間のEPA改正議定書が発効したのに加え、カナダやオーストラリアなどの国とのEPA交渉にも取り組んだ。また、ニュージーランドとの間の租税条約、日本、中国及び韓国の3か国間の投資協定、インドとの間の社会保障協定の署名をそれぞれ行った。多数国間の枠組みにおいては、民主化及び市場指向型経済への移行を進める諸国への支援、いわゆる模造品・海賊版の拡散防止、医薬品関連製品の関税の撤廃など、様々な国際約束を締結している。また、日本国民及び企業の生活・活動を守り、促進するために、WTOの下での紛争処理制度の活用を始めとした、既存の国際ルール of 適切な実施が確保されるよう取り組んでいる。

国民生活に大きな影響を及ぼす環境、人権などのいわゆる社会分野においては、既存の国際ルールの改善や、新たなルール作りが求められており、そのような中で日本の立場が反映されるよう交渉に積極的に参画している。気候変動分野においては、「2020年以降の新しい法的枠組みに関する2015年までの合意に向け交渉の基礎的アレンジメントを整えた」とのメッセージを世界に示すという目標に向け、国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）などの場における議論に積極的に貢献した。その結果、2013年以降の作業計画を含む「ドーハ気候ゲートウェイ」（第3章第2節2 地球規模の課題への取組参照）が採択された。

(3) 海洋の秩序

日本は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、石油や鉱物などのエネルギー資源の輸入のほぼ全てを海上輸送に依存している。また、国土面積が小さく、天然資源の乏しい島国である日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源は、経済的な観点から重要である。

ア 国連海洋法条約

1982年に採択され、1994年11月に発効した国連海洋法条約（海洋法に関する国際連合条約）は、「海の憲法」とも呼ばれ、2013年1月末現在、165の国などが締結しており、その普遍性も高まっている。日本は、「法の支配」の観点から、海洋の問題は国連海洋法条約を始めとする関連国際法に従って平和的に解決されるべきという立場をとってきている。

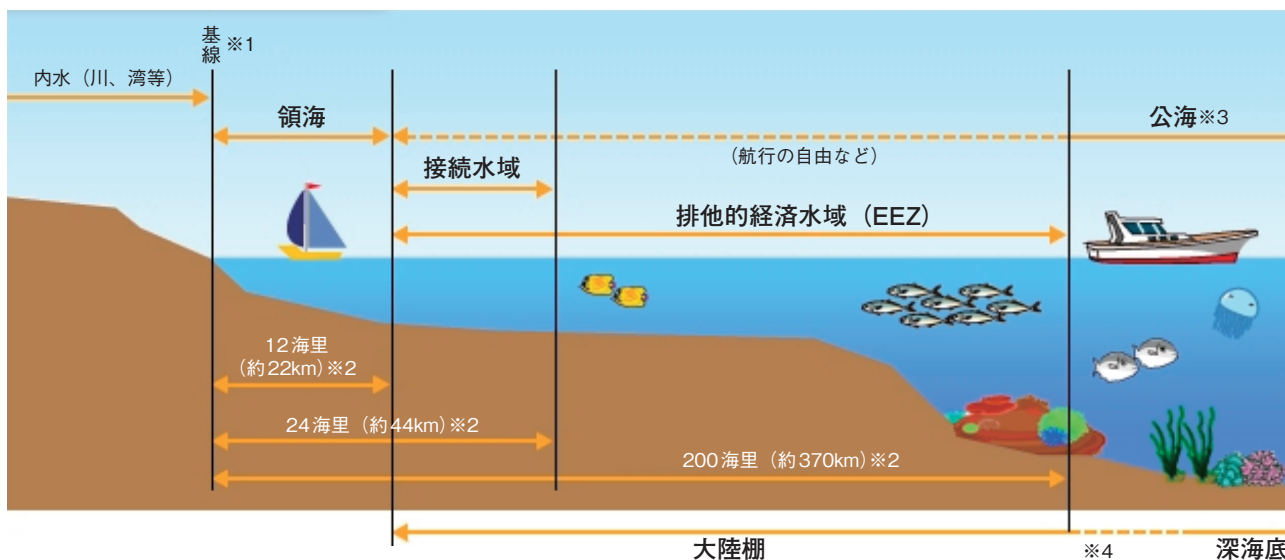
イ 国連海洋法条約が規定する各種海域

国連海洋法条約においては、「領海」の幅員が基線⁷から12海里（注：1海里＝1,852メートル）までと定められた。

また、沿岸国は、基線から200海里の範囲で排他的経済水域（EEZ）を設けることが可能となり、同水域において、天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利、また、人工島などの設置、海洋の科学的調査、海洋環境の保護及び保全などに関する管轄権を有することとなった。

沿岸国が天然資源の探査・開発などにつき主権的権利を有する「大陸棚」の範囲は、基線から原則として200海里までと定められているが、大陸縁辺部が基線から200海里を超えて延び、一定の条件を満たす場合には、大陸棚限界委員会（CLCS）の勧告に基づく延

各種海域の概念図



- ※1 通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とされ、その他一定の条件を満たす場合に直線基線、湾の閉鎖線及び河口の直線などを用いることが認められている。
- ※2 領海、接続水域及びEEZの範囲は、図中に示された幅を超えない範囲で沿岸国が決定する。
- ※3 国連海洋法条約第7部（公海）の規定はすべて、実線部分に適用される。また、航行の自由を始めとする一定の事項については、点線部分に適用される。
- ※4 大陸棚の範囲は基線から原則として200海里までであるが、大陸縁辺部の外縁が領海基線から200海里を超えて延びている場合には、延長することができる。ただし、基線から350海里あるいは2,500メートル等深線から100海里を超えてはならない。基線から200海里を超える大陸棚は、国連海洋法条約に基づき設置されている「大陸棚の限界に関する委員会」の行う勧告に基づき設定する。深海底は、大陸棚の外の海底及びその下である。

7 領海、排他的経済水域（EEZ）、大陸棚などの幅を測定する基準となる線。通常は海岸の低潮線。

長が可能である。日本は、2008年11月にCLCSに対し大陸棚の延長を申請し、2012年4月、CLCSから勧告を受領した。この勧告により、日本の国土面積の8割に相当する大陸棚延長が認められた（詳細については第3章第3節1（3）**工** 海洋（大陸棚）参照）。

さらに、国連海洋法条約は、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下を「深海底」とし、その資源を「人類の共同の財産」として国際管理の下に置くため、国際海底機構（ISA）を設立することを規定している。

ウ 境界画定交渉

国連海洋法条約の締約国は、同条約に基づき、領海基線から200海里までのEEZ及び大陸棚の権原を有する。しかし、東シナ海を挟んで日本と向かい合っている中国の領海基線との間の距離は400海里未満であるので、双方の200海里までのEEZ及び大陸棚が重なり合う部分について、日中間の合意により境界を画定する必要がある。日本は、東シナ海における境界画定は、中間線を基に行うべきとの立場であるが、中国は、中間線による境界画定は認められず、自国の大陸棚は沖縄トラフまで自然延長していると主張している。こ

の自然延長論は、過去の国際法においてとられていた考え方ではあるが、国連海洋法条約の関連規定と国際司法裁判所などの判例に基づけば、向かい合う国同士の距離が400海里未満の水域において境界を画定するに当たっては、自然延長論が認められる余地はなく、また、沖縄トラフのような海底地形に法的意味はない。したがって、大陸棚を沖縄トラフまで主張できるとの考えは、現在の国際法に照らせば根拠を欠く。

なお、日中間では、海洋の境界は未画定であるという事実を踏まえつつ、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするとの首脳間の合意に基づき、協力が図られるべきである。この観点から東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉を再開すべく、中国側に働きかけているほか、2012年5月に日中高級事務レベル海洋協議の第1回全体会議を開催している。韓国との間でも、海洋の境界が未画定であり、EEZの境界画定交渉及び海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉が続けられている。

日本は、これらの問題について、一貫して国連海洋法条約を始めとする国際法にのっとり解決を目指し、取り組んできている。

(4) 人権等

ア 国連における取組

(ア) 国連人権理事会

国連における人権の主流化の流れの中で、人権理事会は、人権問題に対する国連の対処能力の強化を目的に、2006年の国連総会決議により、従来の人権委員会に替えて新たにジュネーブに設立された国連総会の下部機関である。1年を通じて定期的に会合が開催され（少なくとも年3回、合計10週間以上）、

人権及び基本的自由の保護や促進に向けて、審議や勧告などを行っている。

2012年3月の第19回人権理事会ハイレベルセグメントにおいて、山根外務副大臣が発言を行い、日本国内における人権分野での取組について紹介した。また、ミャンマーにおける民主化・国民和解に向けた大きな進展について評価する一方で、シリアにおける継続的な非人道的で非民主的な状況を非難するな

ど、世界各国・各地域の人権状況についても発言を行った。また、同人権理事会においては、日本がEUと共同で提出した北朝鮮の人権状況について調査・報告を行う北朝鮮人権状況特別報告者の任務を延長する決議案が、初めて無投票でコンセンサス採択された。

人権理事会においては、国連全加盟国の人権状況を定期的に審査する普遍的・定期的レビュー（UPR）を実施している。7月に、日本はUPR第2回審査に先立って、日本の人権状況に関する報告書を国連に提出した。10月には、人権理事会において第2回審査が実施され、日本は、国内の人権状況や人権分野の取組について説明を行うとともに、各国からの質問に回答することにより、日本の人権状況に関する対話を行った。

11月には、ニューヨークの国連総会において人権理事会理事国選挙が実施され、日本は2013年1月から3年間にわたり、人権理事会理事国に復帰することとなった（任期は3年間）。日本は、人権理事会理事国として、国際社会における人権問題の解決のための議論に引き続き積極的に参加していく。

（イ）国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、国連総会の下部機関として設置されている6つの主要委員会のうちの1つであり、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、社会開発、犯罪防止、刑事司法、女性、児童、人種差別、難民など幅広いテーマが取り扱われており、国別の人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議に提出され、国際社会の意思や規範形成に影響を与えている。

日本は、2005年から毎年、北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で国連総会に提出しており、2012年も10月から11月にかけて

ニューヨークで開催された第67回国連総会第3委員会に同決議案を提出した。同決議案は、11月の国連総会第3委員会及び12月の国連総会本会議において、初めて無投票でコンセンサス採択された。この決議は、北朝鮮における組織的で広範かつ重大な人権侵害に対して極めて深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対して全ての人権と基本的自由を完全に尊重するよう強く要求するものである。特に、拉致問題については、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含め、拉致問題の早急な解決を強く要求することを強調している。

日本は、その他の国別人権状況や各種人権問題（社会開発、女性の地位向上など）についての議論にも積極的に参加した。また、これまで同様、鷺見八重子NGO代表を第67回国連総会第3委員会に政府代表顧問として派遣した。

（ウ）その他の分野における取組

国連においては、ジェンダー分野における取組が強化されており、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（UN Women）がその中心的な役割を担っている。日本は、UN Womenの執行理事国として同機関の活動に積極的に参加しており、11月には同機関のパチェレ事務局長が訪日し、野田総理大臣や玄葉外務大臣との会談において、女性の社会的参画やエンパワーメントの分野での協力を引き続き行っていくことなどを確認した。

イ 人権諸条約に関する取組

日本が締結している人権諸条約については、国内における条約の実施状況に関する各条約体による政府報告審査を定期的に受けている。4月には、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」（日本は1979

年に批准)の第6回政府報告を提出した。また11月には、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)、(日本は1985年に批准)の第6回政府報告に関し、女子差別撤廃委員会からの求めに応じ、民法改正などに関連し2011年に日本が提出したフォローアップ情報の追加的情報を提出した。

また、9月には、日本が経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)、(日本は1979年に批准)締結時に付していた無償教育の漸進的な導入に関する第13条2(b)及び(c)への留保を撤回した。

なお、日本は、人権諸条約に設けられている個人通報制度については、人権諸条約の実施の効果的な担保を図るという趣旨から、注目すべき制度であると考えており、個人通報制度の受入れの是非については、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、真剣に検討を進めている。

ウ 二国間の対話を通じた取組

人権の保護や促進のためには、国連などの多国間の枠組みに加え、二国間の対話も効果的な手段であることから、日本は、二国間の対話の実施を重視している。9月には、第8回日イラン人権対話(於:東京)を、また、10月には、第18回日EU人権対話(テレビ会議)をそれぞれ開催し、人権分野における双方の取組について互いに紹介し合うとともに、国連などの多国間の枠組みにおける協力について意見交換を行った。

エ 国際人道法に関する取組

国際人道法の啓発の一環として、9月に赤十字国際委員会主催の集中講座などに講師を派遣した。また、8月には、広く国際人権・人道法についての知識の普及及び理解の増進

を図るため、国際法模擬裁判「アジア・カップ2012」を東京で開催した。

オ 難民問題への貢献

政府は、国際貢献及び人道支援の観点から、2010年度から当初3年間の試験的取組として、第三国定住(難民が庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移り、定住すること)によるミャンマー難民の受入れを開始し、2012年3月、このパイロットケースを更に2年間延長することを決定した。これまでに、第1陣及び第2陣として、9家族45人が来日し、いずれも定住支援に向けた総合的なプログラムを修了後、地域社会における定住生活を開始している。第3陣は、難民の辞退により来日に至らなかったが、第4陣の受入れに向けて有識者会議などで議論が行われている。第三国定住による難民受入れはこれまで欧米諸国を中心として行われてきたが、日本はアジアで最初の受入れ国であり、このことは日本の難民問題への積極的な取組として国際社会からも高い評価と期待を集めている。

また、日本における難民認定申請者が近年増加傾向にある中で、日本としても真に支援を必要としている人々へのきめ細かな支援に引き続き取り組んでいる。

カ 子の親権問題への取組

近年、グローバル化の進展に伴い、人の移動や日本人と外国人との国際結婚や国際離婚が増加した結果、一方の親による国境を越えた子の連れ去り事案が増加しており、日本人の親が自らの子を(元)配偶者に無断で日本に連れ帰る事例が米国を始めとする各国の政府から報告されている。その一方で、外国人の親が子を日本国外に連れ去る事例も発生している。また、外国で離婚し、その国に居住

している日本人が子と共に日本へ一時帰国することを「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（仮称）（以下「ハーグ条約」という。）を日本が未締結であることを理由に、居住している国の当局が禁じるという問題も生じている。

ハーグ条約は、一方の親による国境を越えた子の連れ去りは子にとって有害であり、子の福祉が最重要であるとの観点から、不法に連れ去られた子をそれまで居住していた国へ迅速に返還するための国際的な協力の仕組みや親子間の面会交流の実現のための協力について定めている。同条約は、1983年に発効し、2012年12月現在、89か国が締結しており、G8各国の中では、日本のみが未締結となっている。

日本政府は、子の連れ去り問題の重要性を認識し、2011年5月20日にハーグ条約の締結に向けた準備を進めるとの方針を決定した。その後、条約を実施するために必要となる法律（条約実施法）案の作成作業に際し、法務省が担当する返還手続部分に関しては、「法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）

部会」で議論を重ね、また、外務省が担当する中央当局（返還申請等の担当窓口）部分については、有識者を交えた「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」で議論を行ってきた。

ハーグ条約及び条約実施法案は、2012年3月9日に閣議決定を経て、国会に提出され、いずれも未採決のまま11月に衆議院が解散されたため、廃案となった。国境を越えた人の往来が飛躍的に増え、国際結婚も増加した現在、ハーグ条約の締結は日本にとって喫緊の課題であり、政府としては、早期締結を目指して引き続き締結作業を進めていく考えである。

また、ハーグ条約の締結に向け、条約発効後に着実かつ効果的な条約の実施を確保する必要があるとの観点から、日本政府として、関連の制度設計についての検討・整備及び周知・広報を精力的に進めている。その一環として、外務省は、海外や日本国内に居住する子の連れ去り事案当事者に対し、日本の制度などについて電話で説明を行うパイロット事業などを行っている。